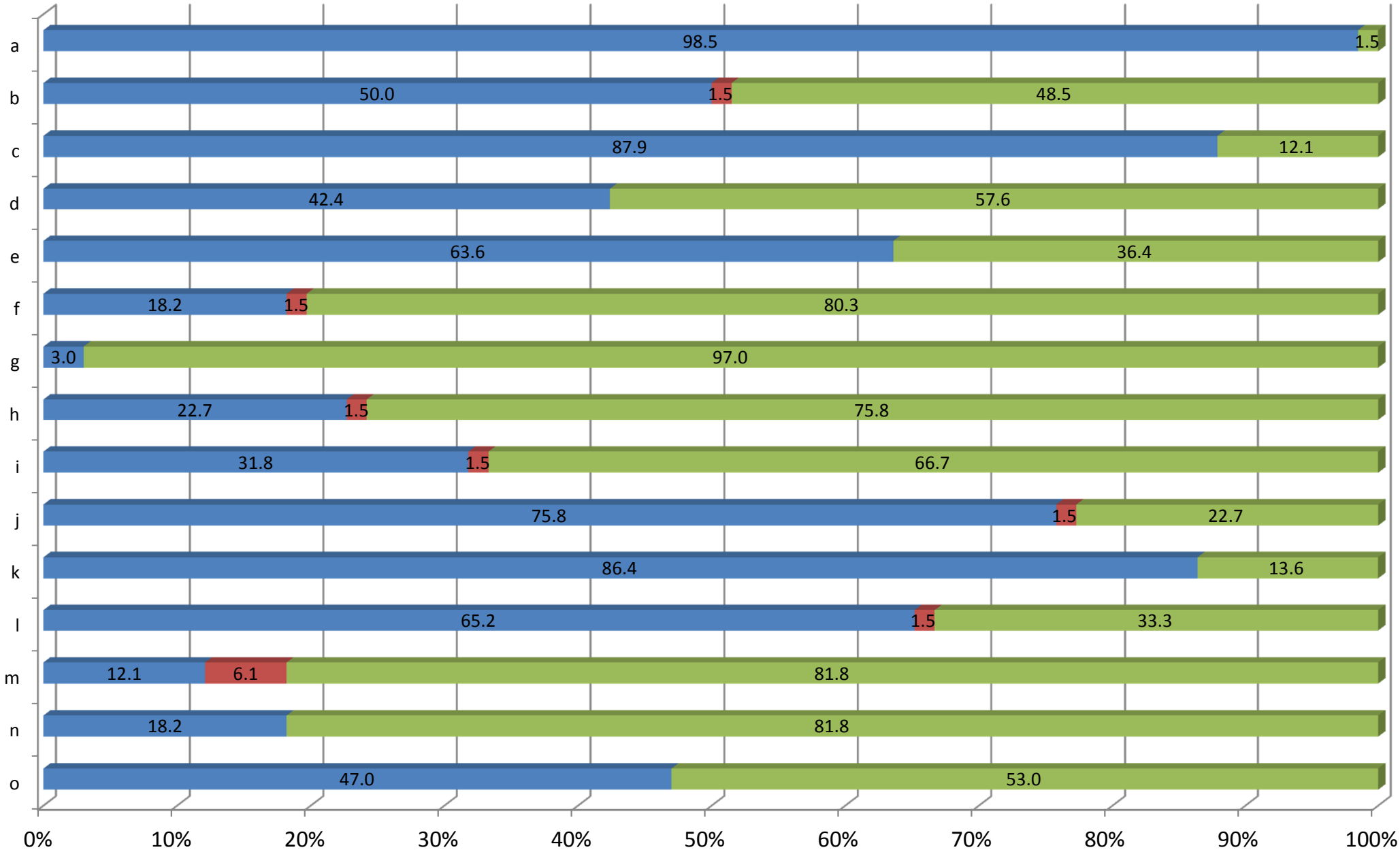


※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査（n=66）

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書（平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英）

# 管理職着任前研修・任用前研修の有無について

| 類型 | 自治体数 | 比率 |
|---|---|---|
| 着任前・任用前研修のどちらもおこなっている自治体 | 3 | 4．7% |
| 任用前研修をおこなっている自治体 | 3 | 4．7% |
| 着任前研修をおこなっている自治体 | 11 | 17．2% |
| 着任前・任用前研修のどちらもおこなっていない自治体 | 47 | 73．4% |
| 合計 | 64 | 100．0% |

※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査（n=66）、未回答2
※任用前研修とは、学校管理職選考試験合格者が任用決定前に受ける研修のことを指し、
　任用決定者が着任前に受ける研修のことを着任前研修として調査

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書（平成26年3月　研究代表者　大杉　昭英）

# 各都道府県等における学校の裁量拡大の取組状況

**学校管理規則にて、学校の各種取組について**
**許可・承認による関与を行わない教育委員会の割合（％）**

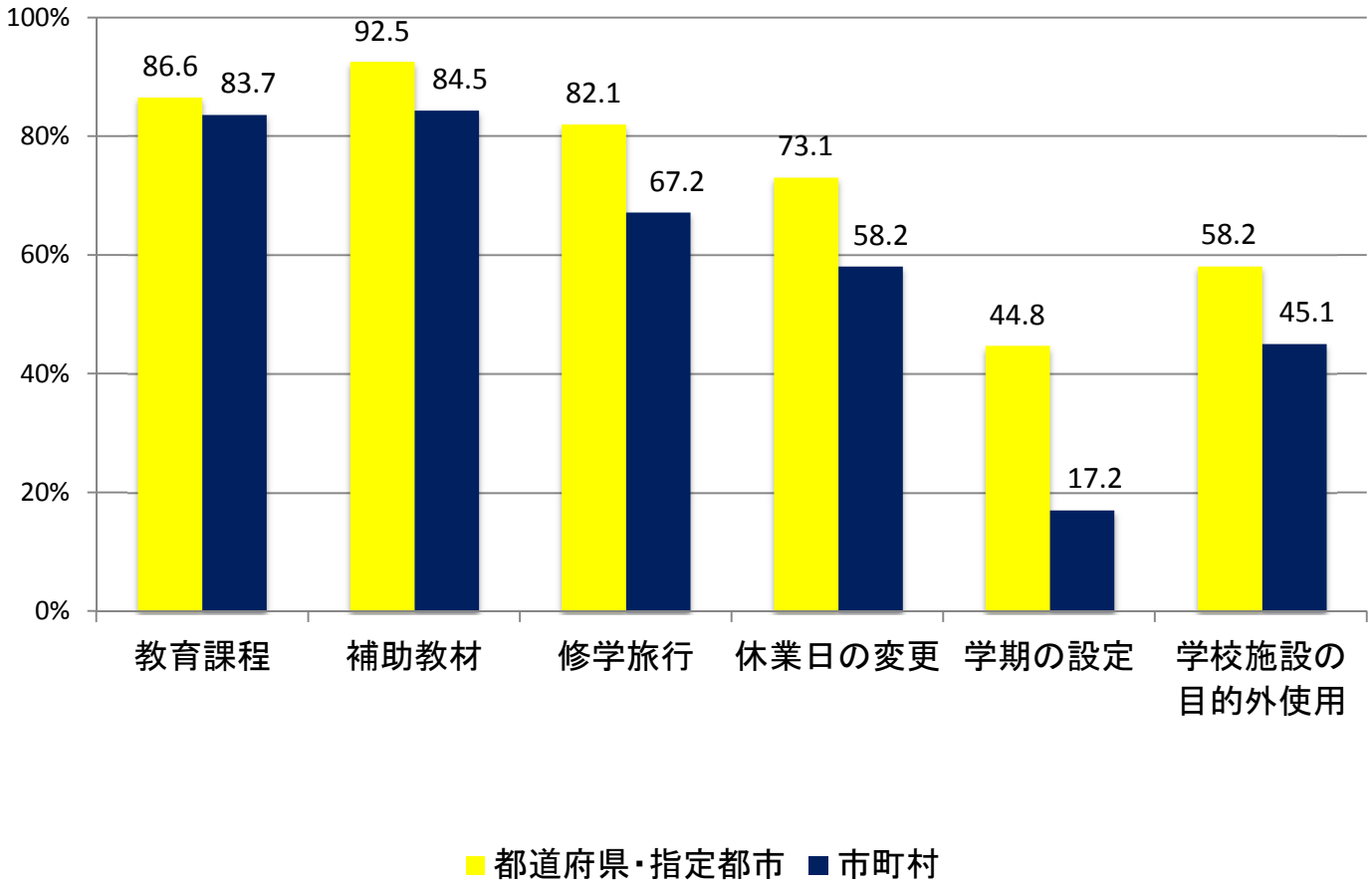


**学校裁量予算を導入している**
**教育委員会の割合（％）**

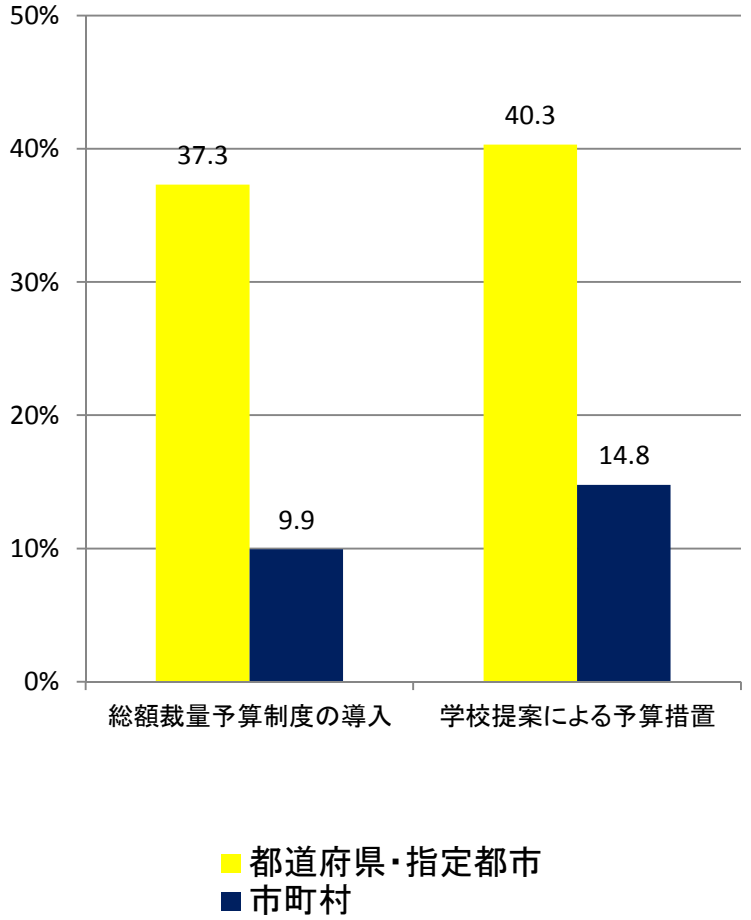


文部科学省　教育委員会の現状に関する調査（平成25年度間）

# （中学校）校長の仕事の時間配分

| 参加国平均 | 日本 | 校長の仕事のカテゴリー | 補足事項 |
|---|---|---|---|
| 41．3% | 35．6% | 管理・統括に関する業務や打合せ | 人事管理、規則管理、報告、学校の予算管理、日程や学級の編制、方針の立案、リーダーシップ・統率活動全般、国や自治体関係者からの要請への対応を含む |
| 21．4% | 25．2% | 教育課程や学習指導に関する業務や会議 | カリキュラム開発、授業、学級観察、生徒の評価、組織内指導（メンタリング）、教員の職能開発を含む |
| 14．9% | 14．6% | 生徒との関わり | 規律管理、カウンセリング、課外での対話を含む |
| 11．2% | 11．2% | 保護者との関わり | 公式なものと非公式なものを含む |
| 7．1% | 8．3% | 地域コミュニティや産業界との関わり | ― |
| 4．1% | 5．0% | その他 | ― |
| 100．0% | 100．0% | 合計 | ― |

教員環境の国際比較　OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2013年調査結果報告書（国立教育政策研究所　編）

# 教頭が実際に費やす職務内容

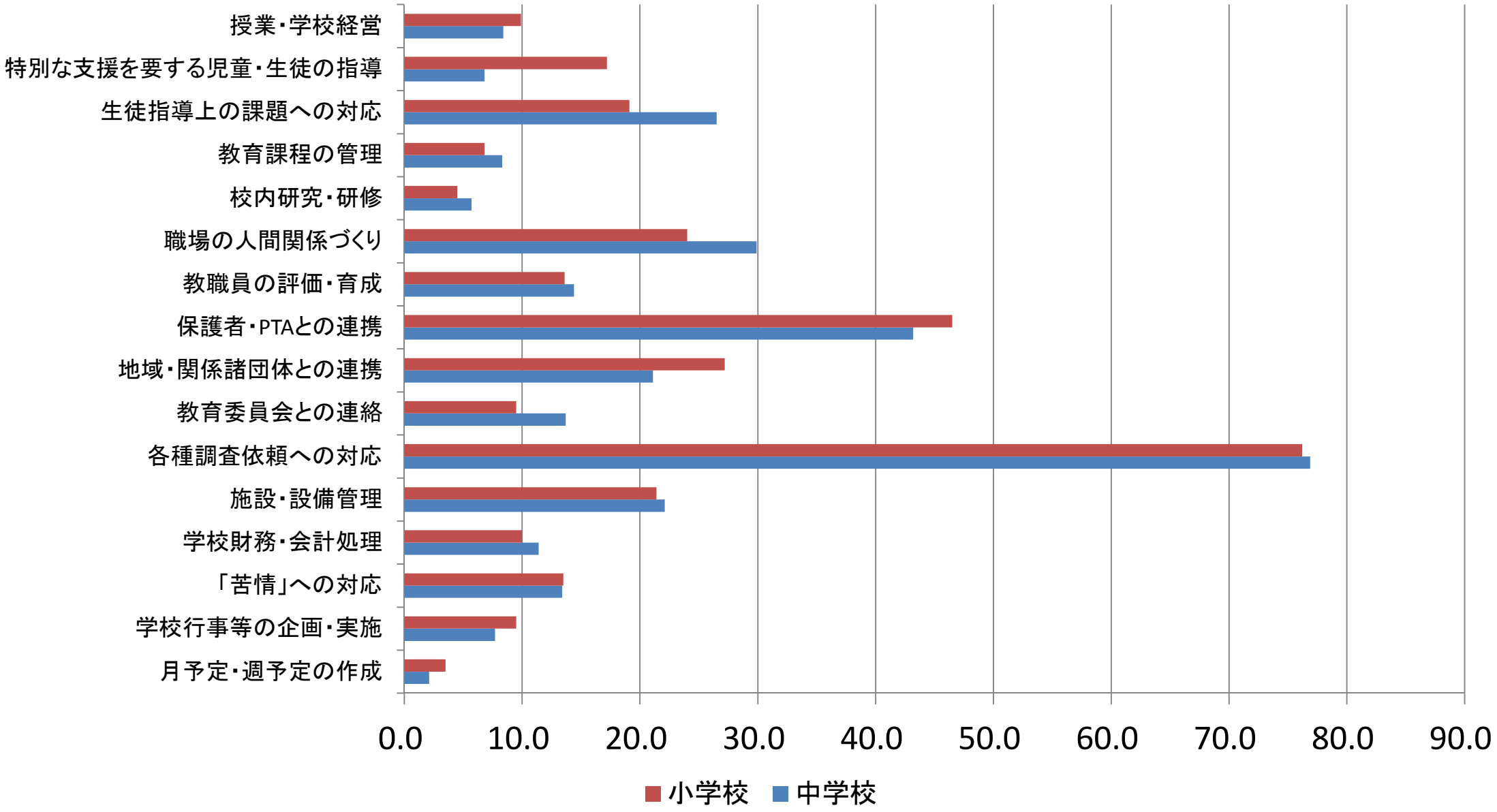


全国公立学校教頭会の調査（平成26年度）

# 教頭が費やしたい職務内容

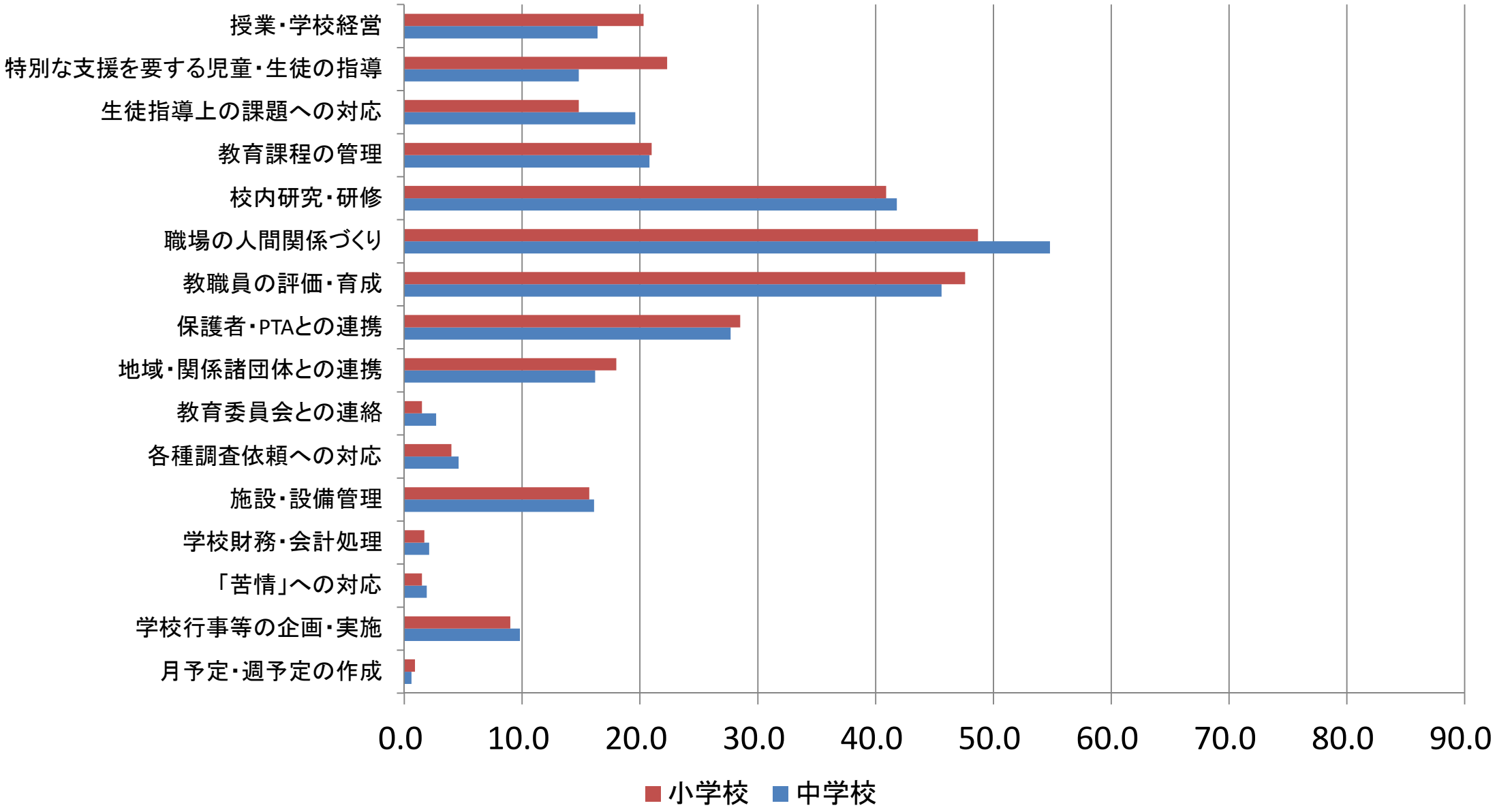


全国公立学校教頭会の調査（平成26年度）

# 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

## 1. 教職大学院の目的及び機能

① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成
② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成

## 2. 教職大学院の特性

① １０単位以上は学校等での実習とするなど理論と実践を往還させた体系的な教育課程
② 現職教員学生と学部卒学生が同じ課程で協働しながら学修するカリキュラム
③ 実務家教員と研究者教員のチームティーチングによる授業運営
④ 学校現場での今日的諸課題を題材とした事例研究、討論等を中心とした授業方法

## 3. 現状（平成27年度）

① **設置大学数** ： ２７大学（国立大学２１校、私立大学６校）
② **教員就職率**（臨時的任用を含む）【平成２６年３月卒業者】
： **９４．４％（教員養成系修士課程修了者は５５．２％）**
③ **入学定員充足率** ： ９８．４％ （前年度より５．７％増）
④ **志願者数** ： １，１８６人 （前年度より１０７人増）
⑤ **入学者数** ： ８７４人 （前年度より１０２人増）

現職教員 ３９０人（４５％）
学部新卒学生等 ４８４人（５５％）

# 教職大学院の設置状況 ［平成27年度］

国立大学：21大学（入学定員718人）
私立大学：  6大学（　同　　170人）
合　計　27大学（　同　　888人）

＊22都道府県で設置
＜25県で未設置＞

※　大学名の下の（　）は入学定員、下線は私立大学、その他は国立大学

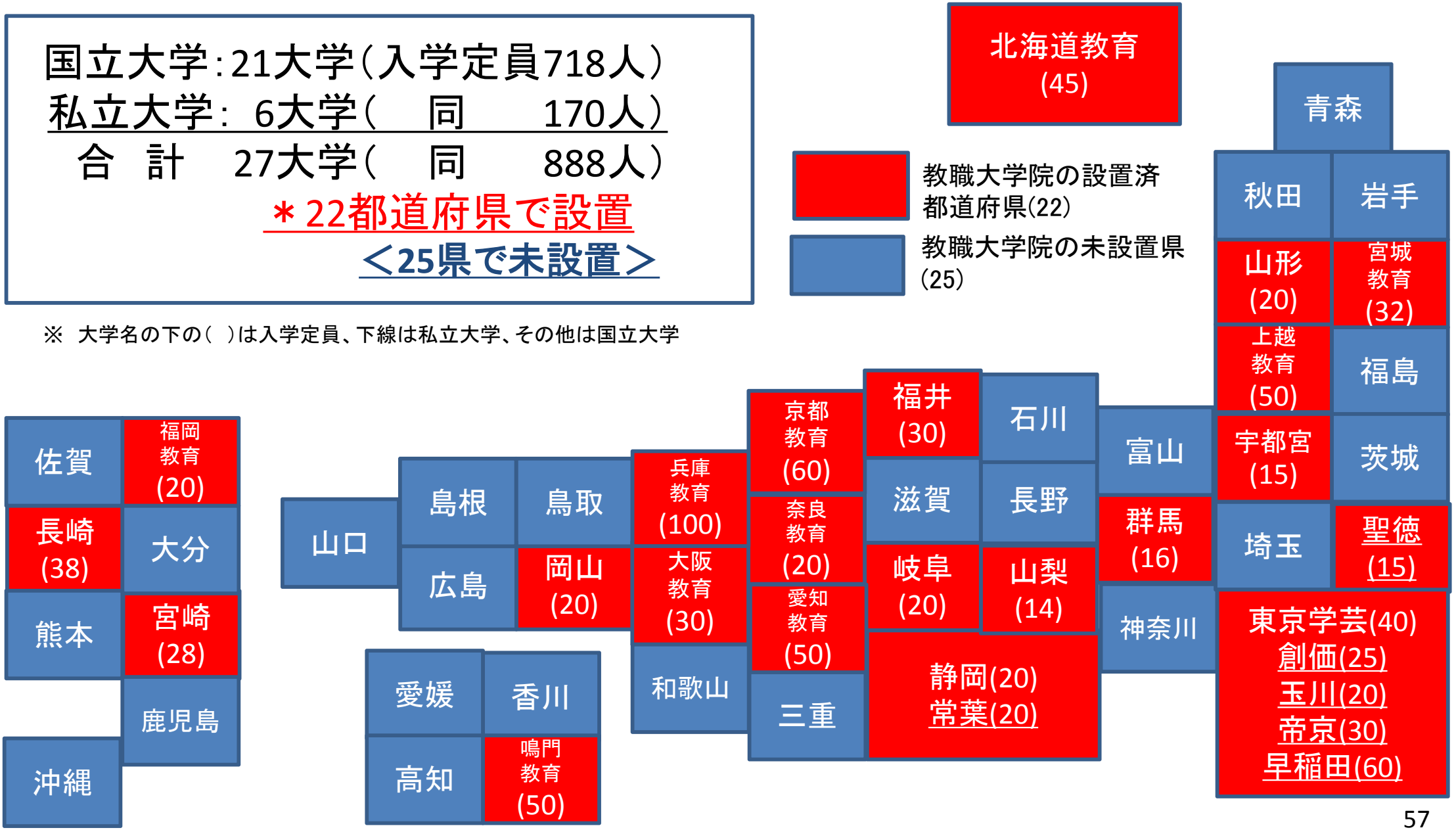

# 学校におかれる教職員

## ― 主幹教諭 ―

# 主幹教諭に関する職務規定等

1．職務の位置づけ

○　任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。

○　任命権者である教育委員会が、教諭等から選考を行い任用（昇任）

2．職務の内容

○　校長、副校長、教頭を補佐するとともに、校長から任された校務の一部について、校長等が判断・処理するできるよう、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当する。（学校教育法第37条第9項）

> *学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）*
> *第37条*
> *9　主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。*

［職務の具体例］

①　教育計画の企画立案など教務に関する校務

②　校内における生徒指導体制の整備や個別のいじめ、不登校問題への対応など生徒指導に関する校務

○　上記の立場から、所属職員に対して職務命令を発しうる。

3．処遇

○　各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用（特2級）する。

4．現状

○　平成26年4月1日現在、55県市において19，742人が任用されている。

○　主幹教諭を配置した場合には、当該主幹教諭の授業時数を軽減するための加配措置がある。（平成27年度は1，698人）

# 主幹教諭の担当業務

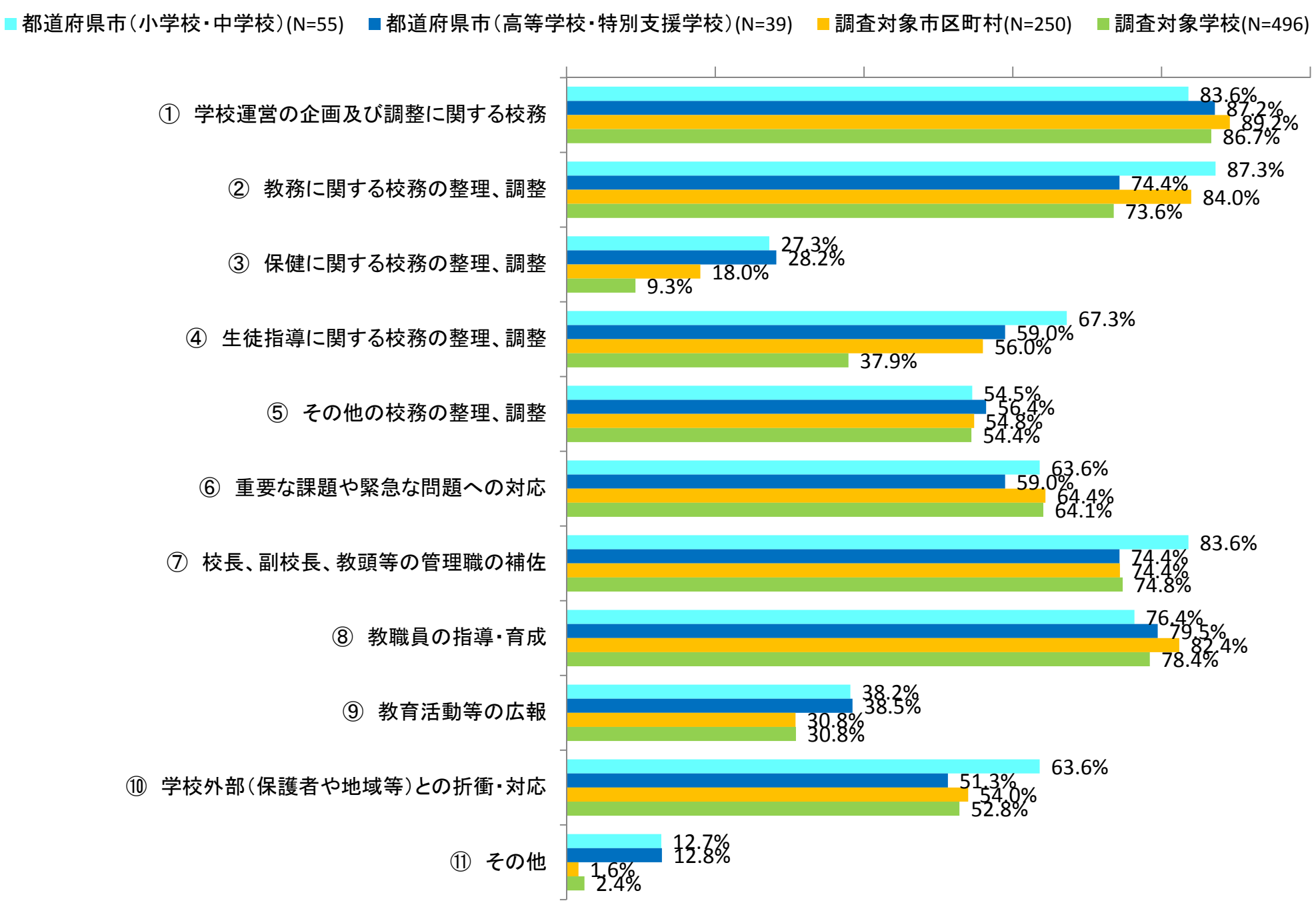


文部科学省調べ（H27．5）

# 主幹教諭の担当業務（校長、副校長及び教頭の補佐）

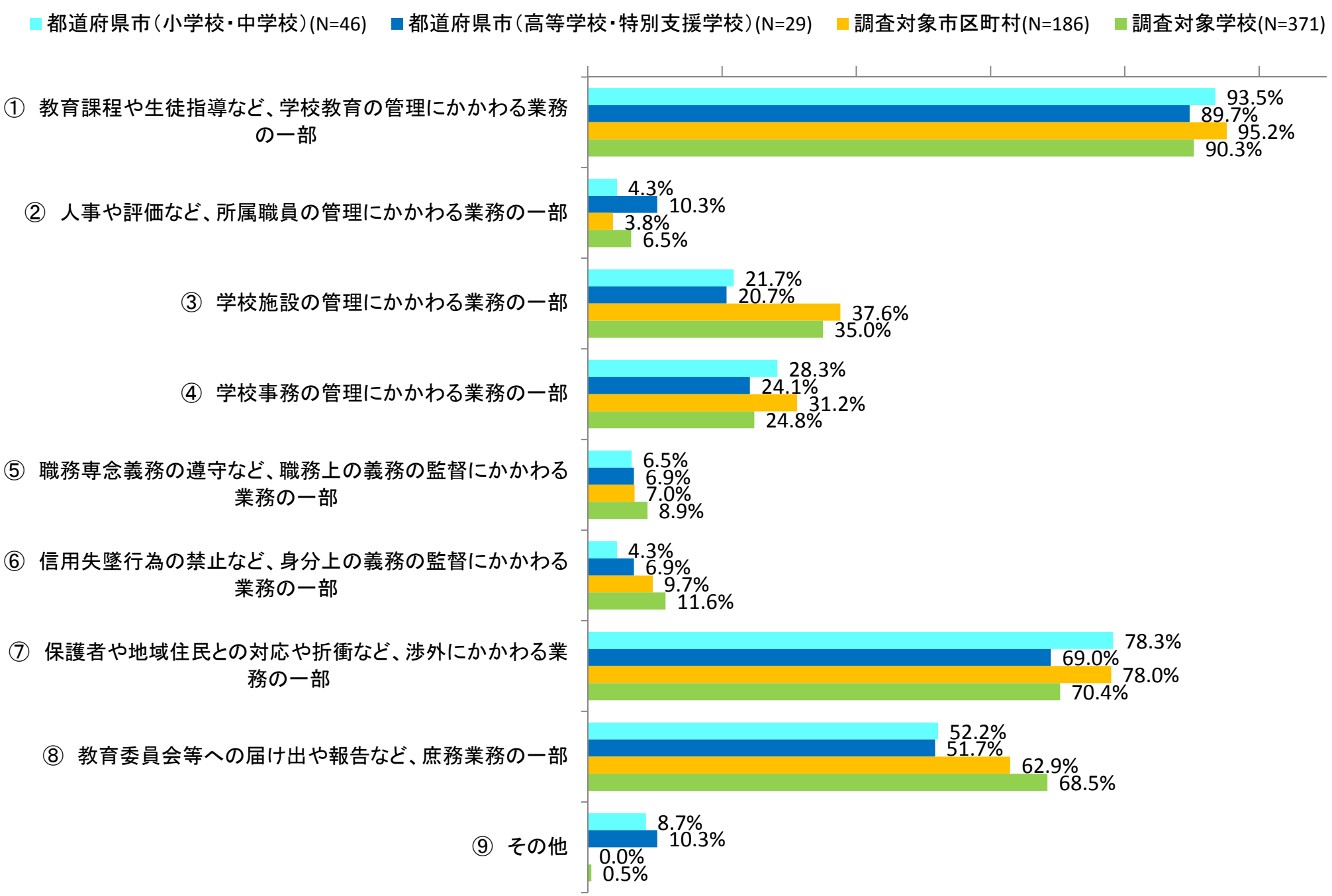


文部科学省調べ（H27．5）

# 主幹教諭と主任の比較

| | 主幹教諭 | 主任 |
|---|---|---|
| 位置付け<br>選考・任用 | ○教諭と異なる職であり任命権者（都道府県・指定都市教育委員会）の任命行為が必要。<br><br>○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。 | ○職務命令による校務分掌であり服務監督権者（市町村教育委員会又は校長）が命じる（例えば、教務主任については、教諭、指導教諭をもって充てることとされている）。<br>○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。 |
| 設置 | ○任意設置<br>全国で約2万人（国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計）<br>（26年度学校基本調査） | ○原則必置（教務主任、学年主任等が必置）<br>全国で約27万人（国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計）<br>（26年度学校基本調査より） |
| 職務 | ○　主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。（学校教育法第37条9項） | ○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。<br>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。（学校教育法施行規則第44条4項） |
| 給与 | ○教諭とは別の級で処遇 | ○手当で処遇（級は教諭と同じ） |

# 主幹教諭の役割（埼玉県の例）

| 内　容 | | 教頭 | 主幹教諭 | 教務担当 | 校内の各分掌教諭 | 事務職員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務事務 | 設施設備管理 | ◎ | | | | ○ |
| | 予算執行 | ◎ | | | | ○ |
| | 校務用パソコン管理 | | ○ | | ◎ | |
| | 施設開放 | | ◎ | | | ○ |
| 学事 | 在籍管理 | ◎ | | ○ | | |
| | 転出入 | | | ◎ | | ○ |
| | 学級編制調査関係 | ◎ | ○ | | | |
| 服務 | 服務管理 | ◎ | ○ | | | |
| | 出張・休暇関係管理 | ◎ | | | | ○ |
| | 倫理確立委員会 | ◎ | ○ | | | |
| | 教職員事故防止 | ◎ | ○ | | | |
| | 免許更新関係 | ◎ | | ○ | | |
| 委員会 | 企画委員会 | | ◎ | ○ | | |
| | 生徒指導委員会 | | ◎ | ○ | | |
| | 教育相談部会 | | | ○ | ◎ | |
| | 校内研修会 | | | ◎ | ○ | |
| 渉外 | 学校応援団 | | ◎ | ○ | | |
| | PTA | | ○ | ◎ | | |
| | 学校評議員 | ◎ | ○ | | | |
| | 民生児童委員会議 | ◎ | ○ | | | |
| | サポートチーム会議 | | ◎ | ○ | | |

（ ◎:主担当　○:副担当 ）

出典　：　平成２７年度新任主幹教諭研修資料
平成２７年４月２８日　チーム学校作業部会　埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課　岡田管理主幹　提出資料

# 主幹教諭の配置の成果と課題

## 【配置による主な成果】

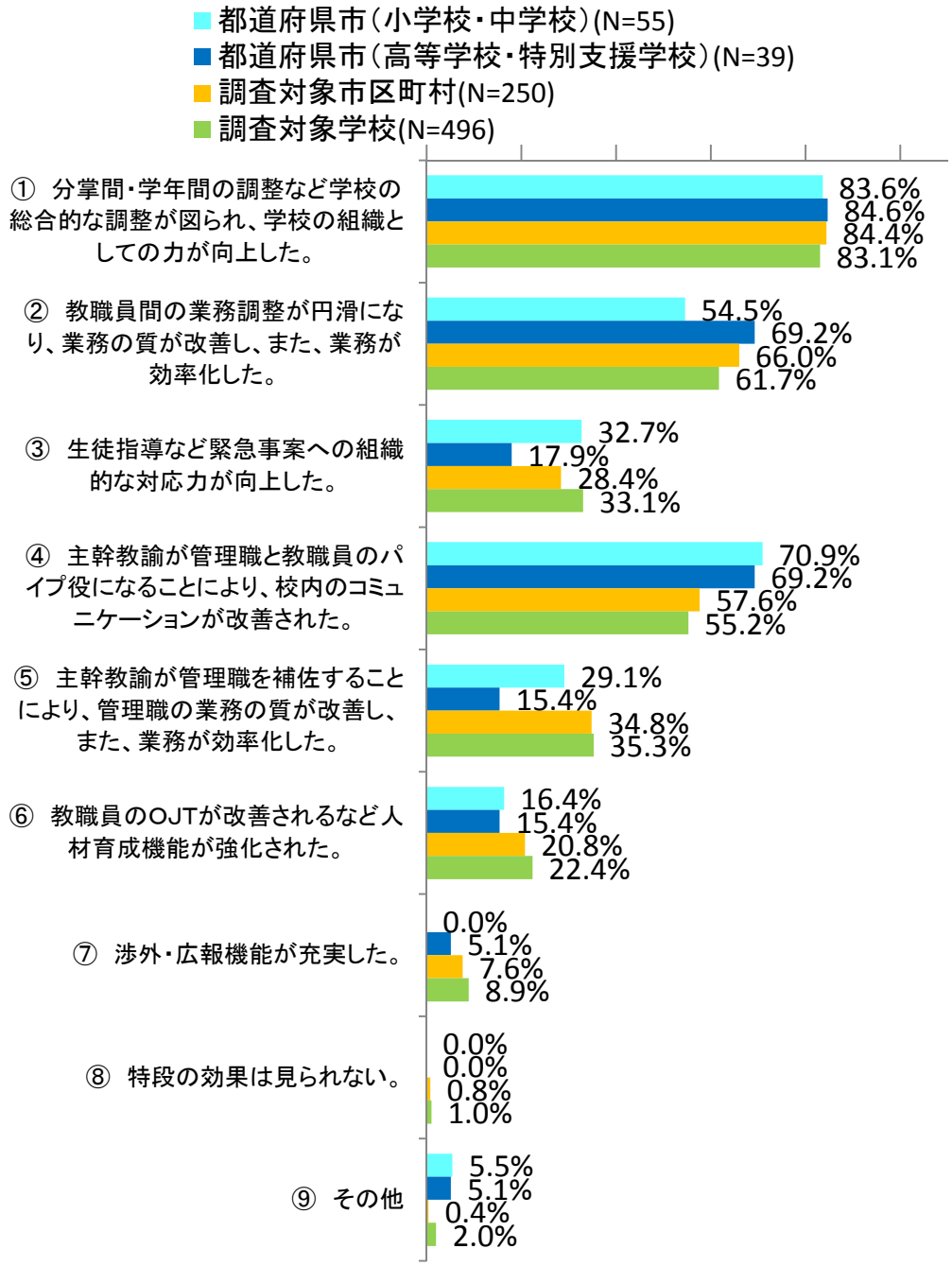


文部科学省調べ（H27．5）

## 【配置に係る主な課題】

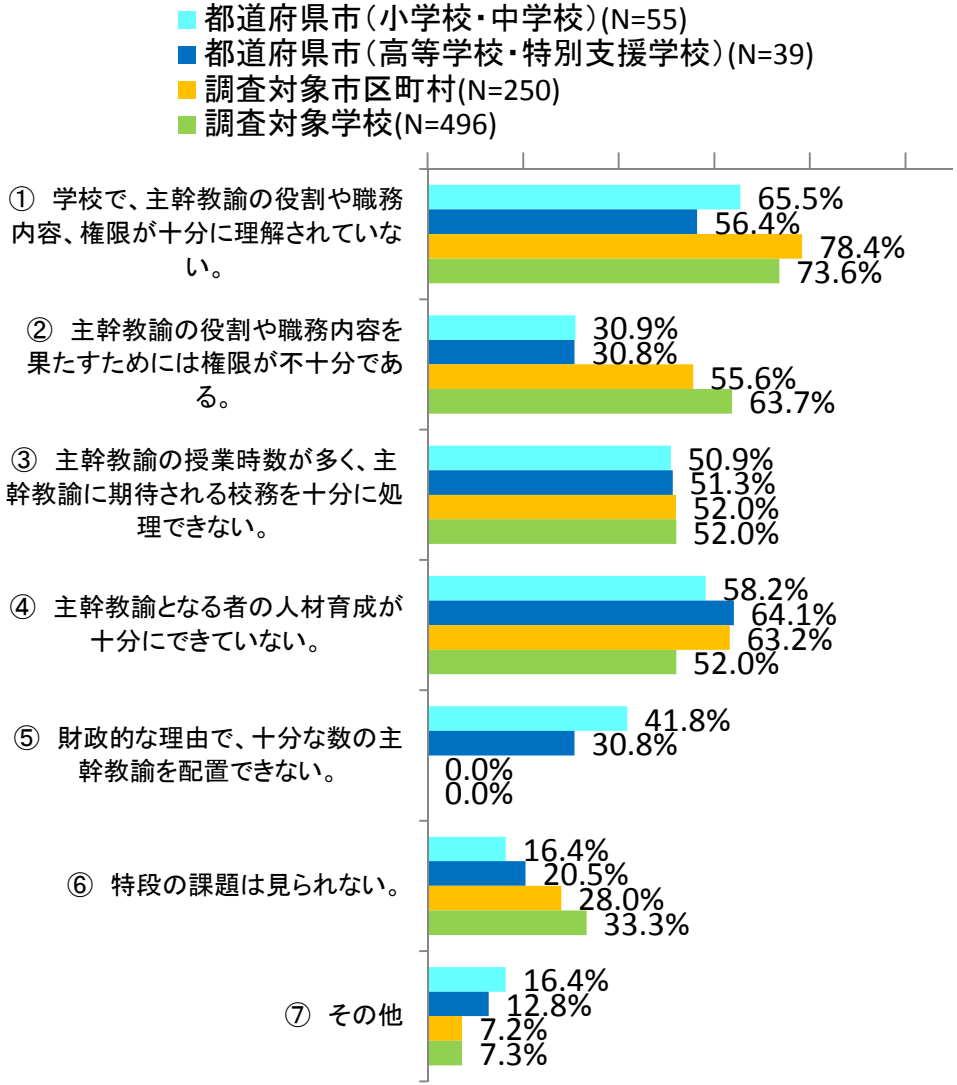


文部科学省調べ（H27．5）

# 主幹教諭配置に係る成果と課題（埼玉県の例）

（１）成果

ア　組織的・機動的な学校運営の充実（迅速な対応）

・学校の運営上の課題への組織的対応、特色ある教育活動の推進、地域との連携等における対応力が増す。

イ　主幹教諭及び教職員の経営参画意識の高揚（学校の活性化）

・管理職と教職員のパイプ役として校長の経営方針を周知するとともに、教職員の意見を取りまとめ校長へ具申する。

ウ　教育指導体制の確立（人材育成）

・教職員への指導助言と指示、校務の進行管理の徹底が図れる。

（２）課題

ア　主幹教諭の配置数拡大

イ　主幹教諭の授業持ち時数の削減

ウ　主幹教諭という「職」に対する学校内外の理解促進

エ　一般教職員人事の中で組まれる人事異動

出典　：　平成２７年４月２８日　チーム学校作業部会
埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課
岡田管理主幹　提出資料

# 主幹教諭配置に係る成果と課題（徳島県の例）

## 主幹教諭の役割

〇校長，副校長及び教頭の補佐，教職員に対する校長の学校運営方針の具体化及び意見具申，緊急時における管理職の補佐，地域や関係機関との連携等。

〇担当する校務に係る目標設定，達成状況のとりまとめと進行管理，教諭等に対する指示，指導・助言及び連絡調整等。

## 主幹教諭設置の効果と課題

主幹教諭等を設置することにより，学校運営における権限と責任が明確化され，校長のリーダーシップのもと，学校の抱える課題に対して，組織的に，迅速かつ的確な対応ができるようになってきている。また，教頭等の補佐を積極的に進めていくことにより，教頭等の負担軽減が図られ，管理職としてのモチベーションを維持しながら，機動的な取組が進むことにもつながっている。さらに，管理職と教諭とをつなぐパイプ役となることにより，スピード感をもった情報の共有化が図られるとともに，教諭等のマネジメントへの参画意識の醸成にもよい効果をもたらしていると考える。

今後は，任用された主幹教諭について，基本的に任用審査を受けた学校で留まる形になっている配置の在り方について検討し，「課題をもった学校」への対応も考えていきたい。

出典　：　平成２７年４月２８日　チーム学校作業部会
徳島県教育委員会教職員課　　藤田統括管理主事　提出資料

# 学校におかれる教職員

## ― 指導教諭 ―

# 指導教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

○ 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。

○ 任命権者である教育委員会が、教諭から選考を行い任用（昇任）。

2. 職務の内容

○ 児童生徒等の教育を担当するとともに、他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行う。（学校教育法第37条第10項）

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）
第37条
10　指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

［職務の具体例］

① 模範授業として授業内容を公開することによる他の教諭等への指導・助言
② 他の教諭等の授業の観察、指導及び助言
③ 研修会の企画・立案や研修会における指導及び助言

○ 他の職員への職務命令を発する立場にはない。

3. 処遇

○ 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用（特2級）する。

4. 現状

○ 平成26年4月1日現在、23県市において1，873人が任用されている。

○ 指導教諭に対する加配措置については、制度化されていない。

# 指導教諭の配置の成果と課題

## 【配置による主な成果】

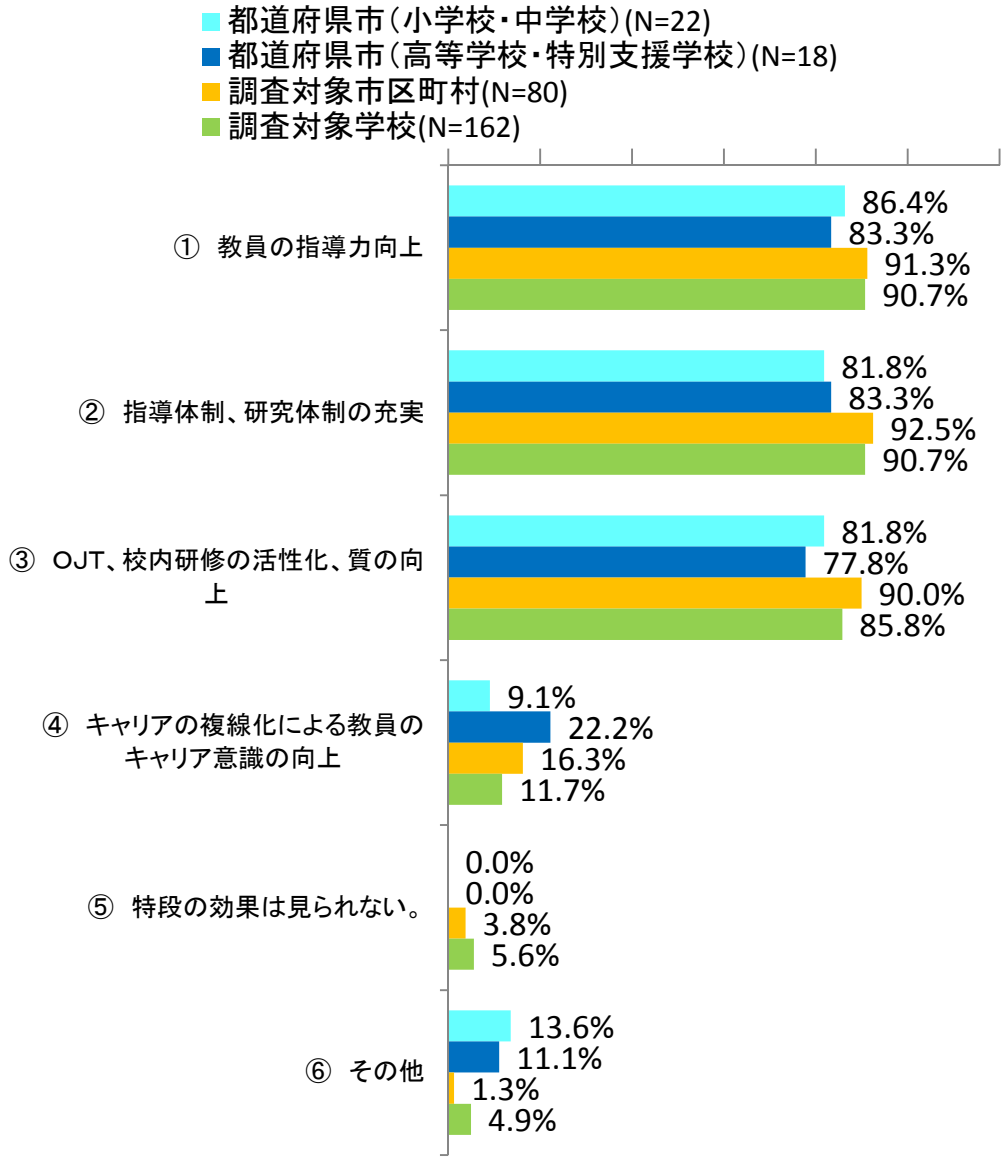


文部科学省調べ（H27．5）

## 【配置に係る主な課題】

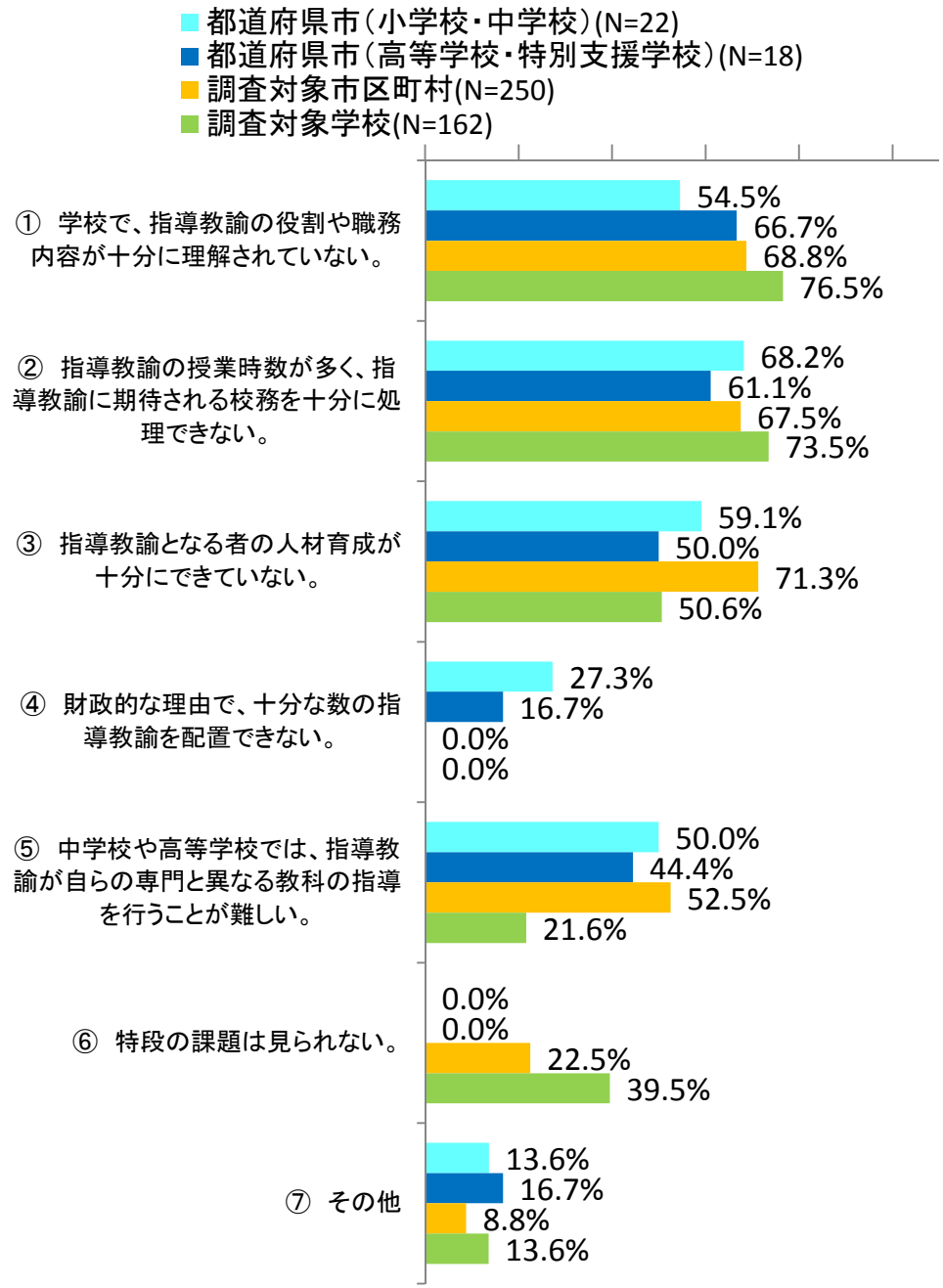


文部科学省調べ（H27．5）

# 学校におかれる教職員

## ― 事務職員 ―

# 公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移

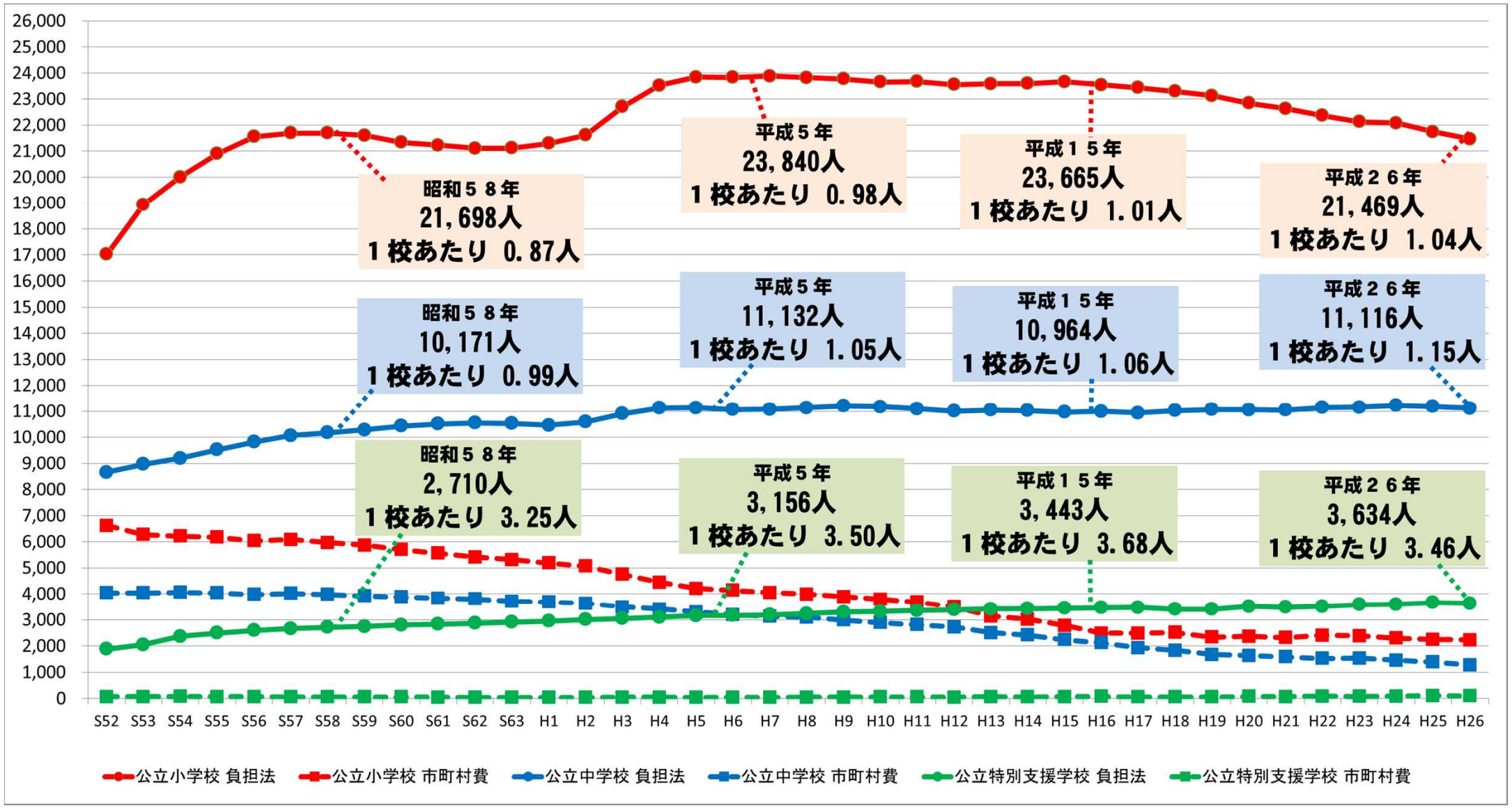


「学校基本統計報告書より」

# 教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

## 主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務
（具体例）
- ・授業、授業準備、成績処理
- ・生徒指導、部活動
- ・学校行事
- ・教育課程の管理

○校務運営に関する事務
（具体例）
- ・学校経営（企画運営）
- ・保護者対応、PTA対応、地域対応
- ・教科書給与事務
- ・情報管理、情報発信
- ・助成金・補助金に関する事務

## 事務職員が従事している事務

○総務・財務等に関する事務
（具体例）
- ・予算、決算等の会計管理
- ・施設・設備及び教材・物品の管理
- ・給与・旅費の管理、支給事務
- ・就学援助に係る事務
- ・学校徴収金の計画・執行管理
- ・文書の収受・発送
- ・諸手当の認定
- ・福利厚生に関する事務

| | | | |
|---|---|---|---|
| 主に教員が従事している事務 | 校務運営に関する事務 | 学校経営方針の策定 | 経営方針の企画・立案、策定 |
| | | 学校運営施策の企画・立案 | 学校運営施策の企画・立案 |
| | | 学校運営事務、業務改善 | 学校運営事務、学校業務改善の推進 |
| | | 学校運営組織の整理 | 学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営 |
| | | 校内諸規定の整備・監査 | 校内諸規定の整備、監査・検査対応 |
| | | 人事・服務管理 | 教職員の服務管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア |
| | | 危機管理 | 説明責任、コンプライアンスへの対応 |
| | | 人材育成 | 人材育成方針の策定、教職員研修の実施 |
| | | 学校評価 | 自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析 |
| | | 地域連携・渉外 | 関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応 |
| | | 情報管理 | 情報公開・個人情報保護、教育情報の管理 |
| | | 学校広報 | 学校だより・学校要覧の発行、ホームページの更新 |
| | 児童生徒への指導事務 | 教育課程、時間割 | 教育課程の編成・進捗管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備 |
| | | 学校行事 | 年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、進捗管理 |
| | | 成績管理 | 指導要録・通知表の作成、成績処理 |
| | | 教科書・副教材 | 教科書給与、指導書・副読本の購入 |
| | | 安全管理・校内環境 | 安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備 |
| | | 学籍・諸証明 | 在籍管理、転出入事務、諸証明の発行 |
| | | 生活指導 | 年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談 |
| | | 特別活動・部活動 | 特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営 |
| | | 進路指導 | 進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導 |
| | | 学校保健 | 学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断 |
| | | 給食 | 給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理 |
| 事務職員が従事している事務 | 総務・財務に関する事務 | 学校予算 | 予算編成・執行管理・処理、学校徴収金の計画、集金、執行管理 |
| | | 就学支援 | 教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知 |
| | | 備品・施設管理 | 整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕 |
| | | 給与・旅費 | 諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給 |
| | | 福利厚生・公務災害 | 公立学校共済組合に関する事務、公務災害 |
| | | 庶務・文書 | 文書の収受・発送、諸帳簿の整備・管理 |

# これからの事務職員に求められる資質・能力として重要な事項

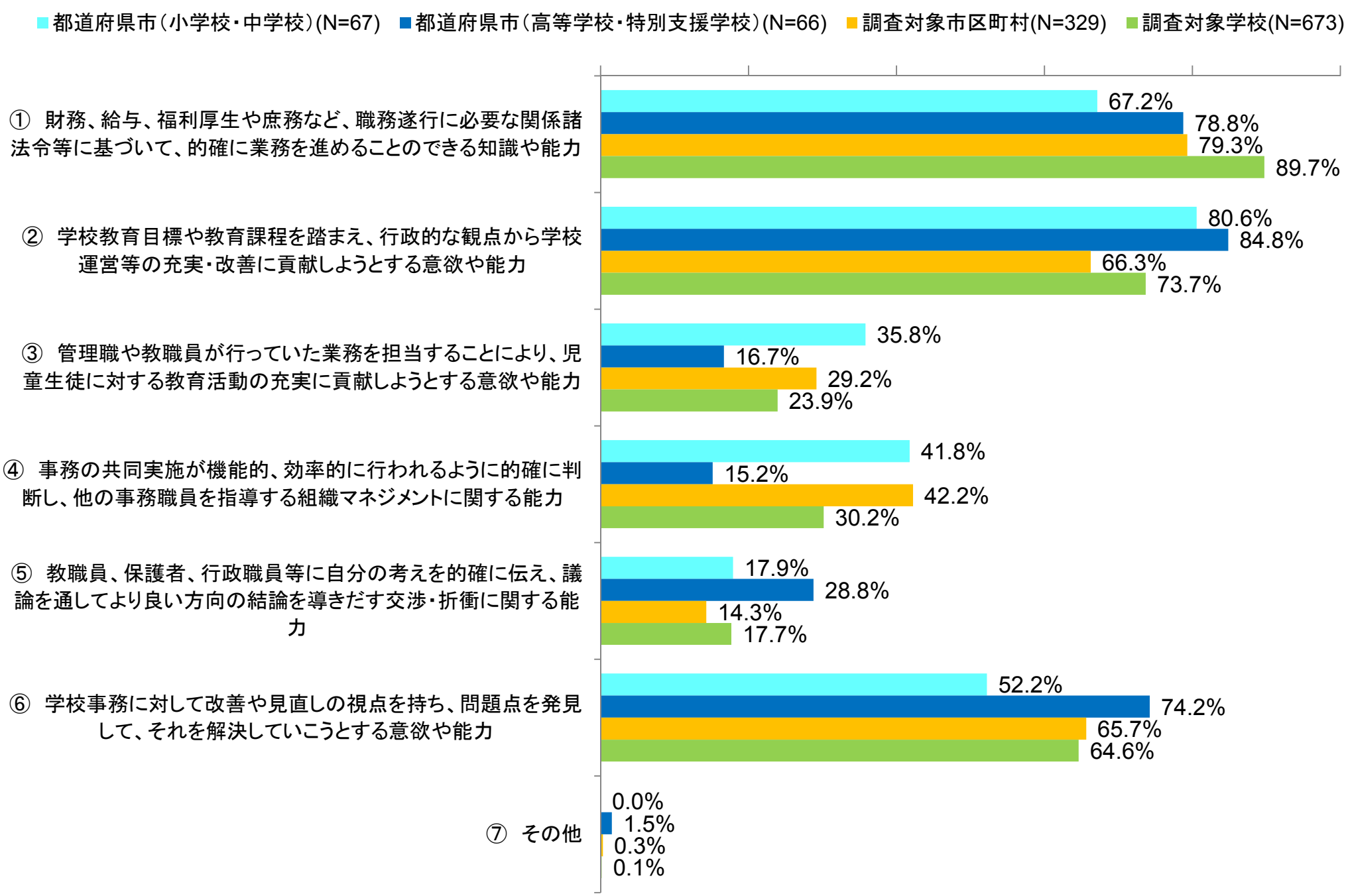


文部科学省調べ（H27．5）

# 事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

**◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。**

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】　【調査対象：都道府県】

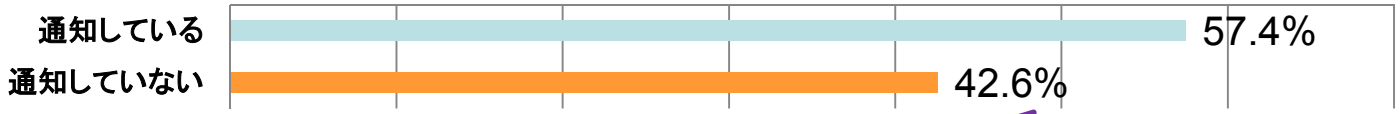


【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】　【調査対象：市区町村】

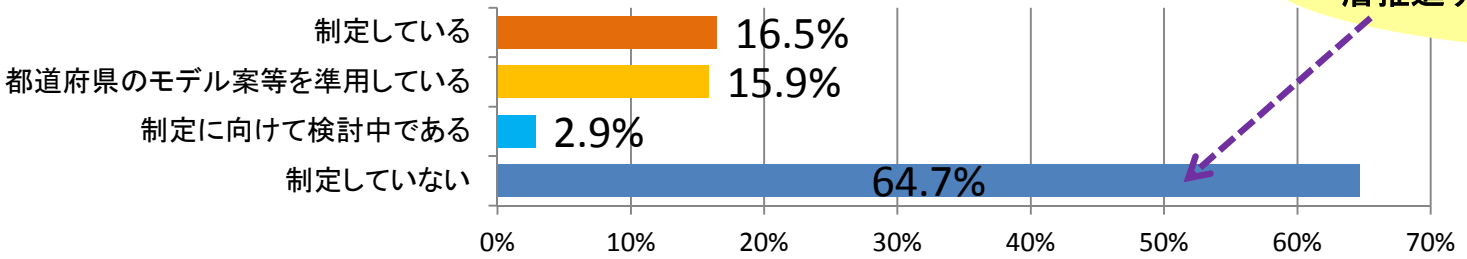


**学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。**

出典：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」（全国公立小中学校事務職員研究会）

**職務範囲の明確化・効果的役割分担の事例**

＜取組事例①：新潟県教育委員会＞

○Ｈ１４の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、Ｈ２５に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

①Ｈ１８の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置

②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化

③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと

などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

＜取組事例②：山口県教育委員会＞

○Ｈ２３からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

# 事務職員の職務の範囲と役割の見直し（新潟県の例）

平成１４年の分掌事務通知から１０年間の変化として

- 事務主幹職の設置　（平成18年度）
- 「学校事務の共同実施」の開始　（平成20年度）
- 総括事務主幹職の設置　（平成25年度）

標準的職務の考え方

**学校組織マネジメントを成立させるための重要な学校経営職員**

教頭とともに校長を補佐し学校経営を担い、学校事務共同実施の経営及び企画運営を担う。

○学校事務職員の位置づけ・役割・標準的職務を掲示
「標準的職務通知」　（平成25年1月25日）

出典　：　平成２７年２月３日　チーム学校作業部会
新潟県学校事務職員研究協議会　佐野会長提出資料

# 事務職員の職務の範囲と役割の見直し（新潟県の例）

## 標準的職務（新潟県の例）

学校事務職員が**積極的に参画する範囲**は次のものとする。

| 職務内容 | | 具体的な業務の例 |
|---|---|---|
| 教育・経営目的の教育・経営領域 | 企画運営評価等に関すること | 学校組織マネジメントの推進<br>グランドデザインの策定参画<br>学校運営組織の整理、学校業務改善の推進<br>学校評価・関係者評価・第三者評価の企画参画、結果分析 |
| | | 学校評議員会事務局、学校運営協議会事務局 |
| | | 職員会議の参加、企画（運営）委員会・研究推進委員会・生活（生徒）指導委員会等の参画<br>財務委員会・情報委員会等の企画運営 |
| | | アカウンタビリティ、コンプライアンスの推進<br>校内諸規定の整備、監査・検査の対応 |
| | 危機管理に関すること | 学校安全計画・学校防災計画・事件事故発生時対応マニュアル・危機対応チェックリストの策定 |
| | | 危険箇所情報管理、校内施設設備安全点検 |
| | | 緊急対策会議の参画 |
| | 連携・渉外に関すること | 学校間連携事業、地域各種機関との連携 |
| | | 情報公開、学校だより・学校ＨＰの作成等参画、蓄積した情報の活用 |
| | | 官公庁・ＰＴＡその他関係団体との連携推進 |
| 教育目的の経営領域 | 授業研修等に関すること | 教材選択・教材活用研修等の企画・実施 |
| | 行事活動に関すること | 校内・校外行事の情報管理、入札、関係機関・団体との連絡 |
| | 研究事業に関すること | 研究報告書編集、研究発表会企画・運営 |

出典　：　平成２７年２月３日　チーム学校作業部会
新潟県学校事務職員研究協議会　佐野会長提出資料

# 学校事務の共同実施の現状と課題

**◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているものも含めると、48．8%となっている。**
**◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。**
**◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。**

【学校事務の共同実施率】

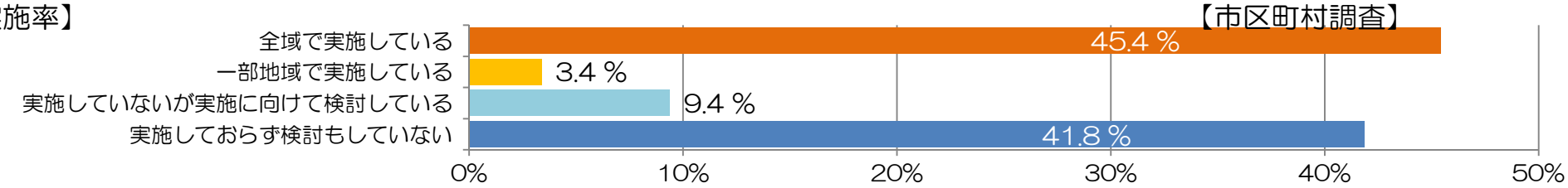


【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】

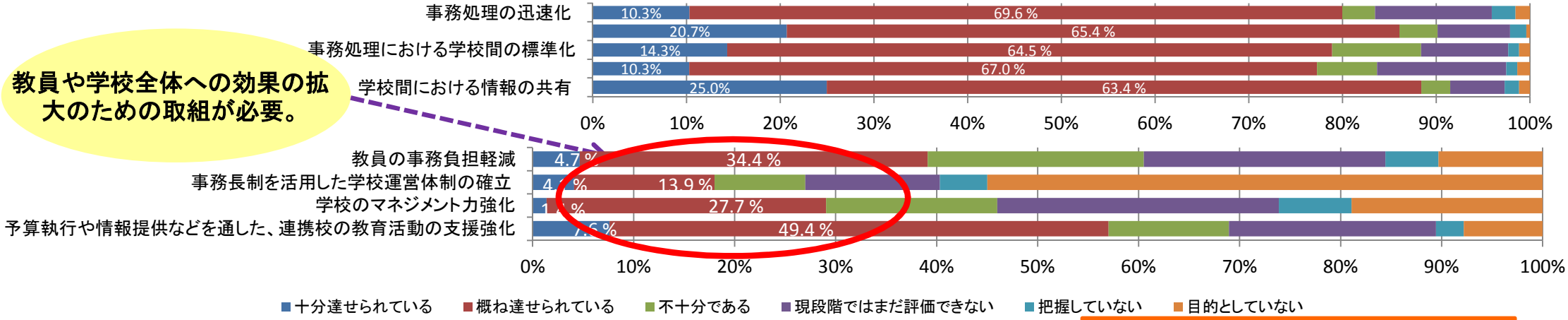


**共同実施の事例**

＜取組事例①：福岡県春日市教育委員会＞
○Ｈ１４以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。
○Ｈ１８以降、学校事務の共同実施により、
①日常の業務遂行を通した上司や先輩によるＯＪＴ機能の発揮
②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
③相互チェックによる事務の正確性・効率性
など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

＜取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会＞
○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っている。
○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会との施設に関する共同点検など、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めている。

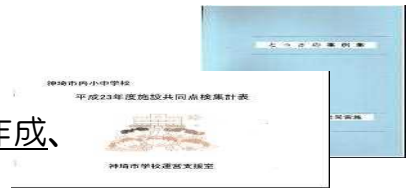

# 学校事務の共同実施による成果と課題

## 【共同実施による主な成果】

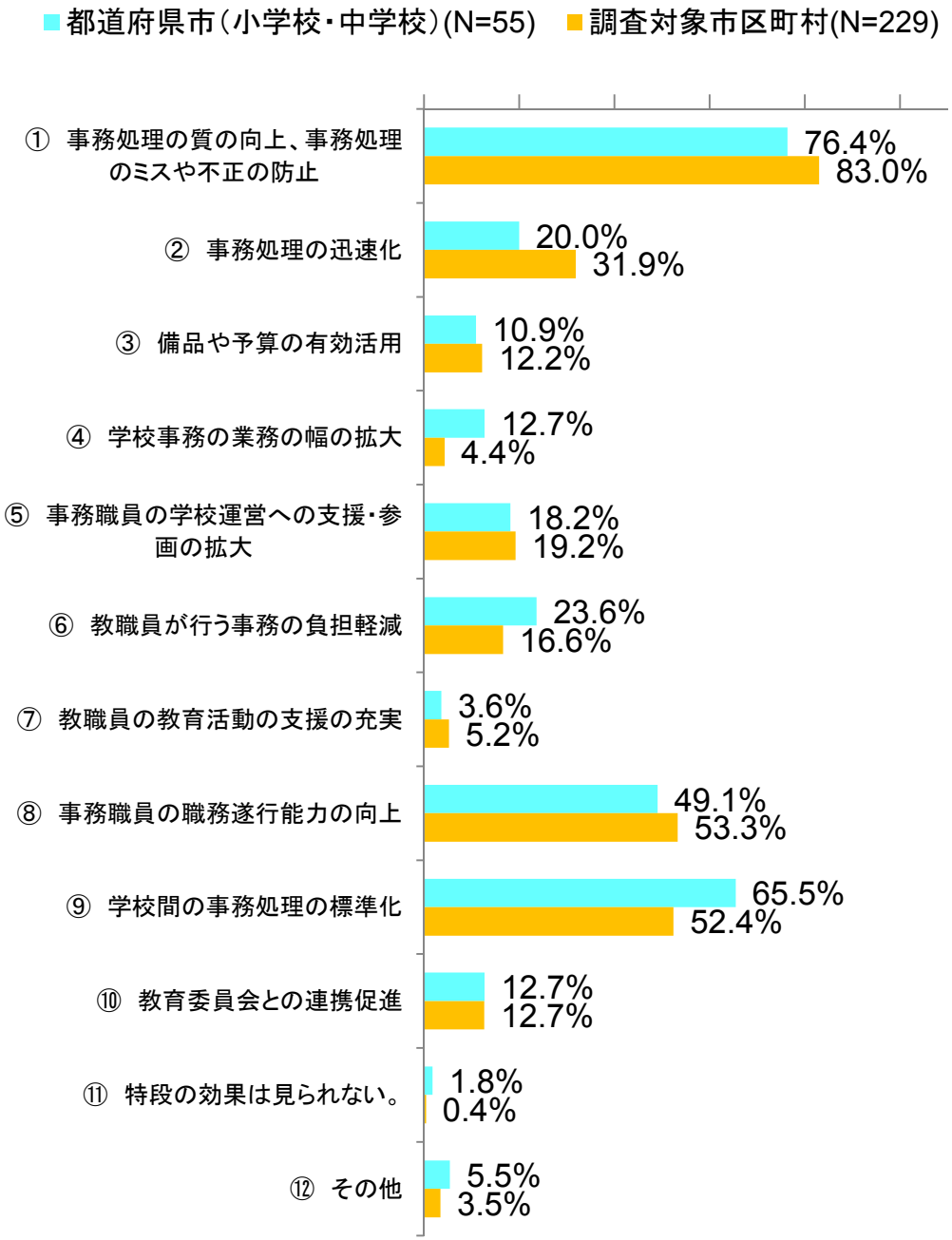


文部科学省調べ（H27．5）

## 【共同実施に係る主な課題】

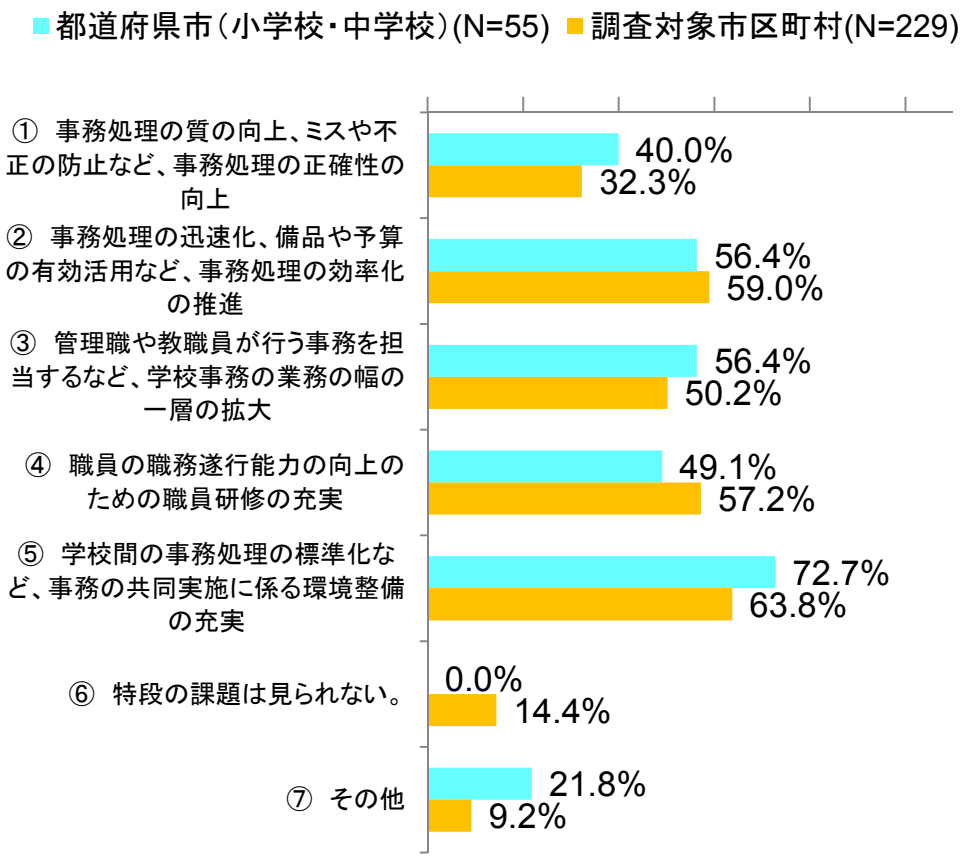


文部科学省調べ（H27．5）

# 事務職員の資質・能力の向上

**◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。**
**◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。**

【教育委員会による市区町村立学校事務職員の 研修に関する指針・基本計画の策定】

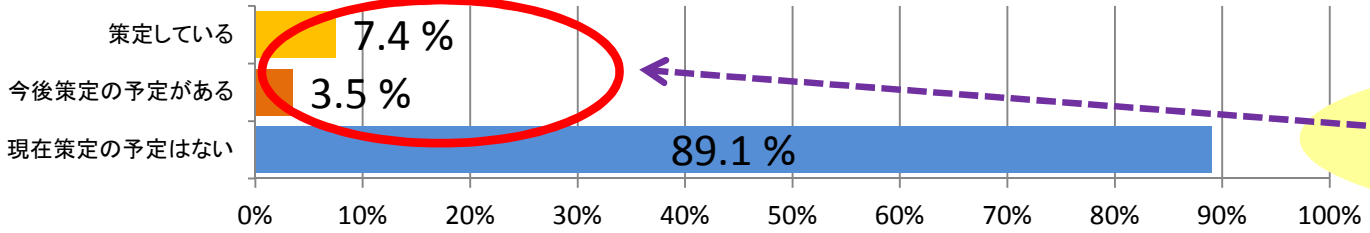


【市区町村調査】

**策定、実施率が低いだけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。**

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】

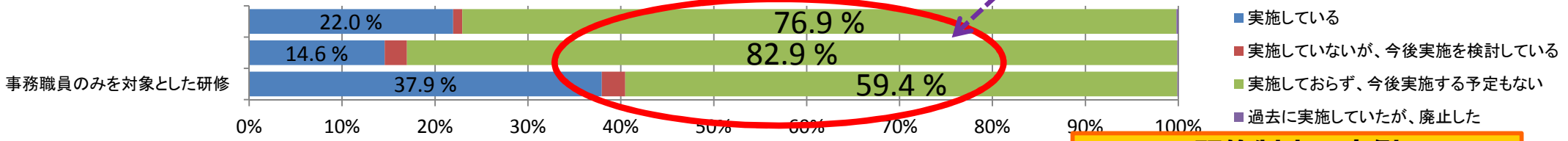


**研修制度の事例**

＜取組事例：三重県教育委員会＞

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。
　①Ｈ１１の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
　②Ｈ１４以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
　③Ｈ１８の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

（平成25年度学校事務職員研修体系）

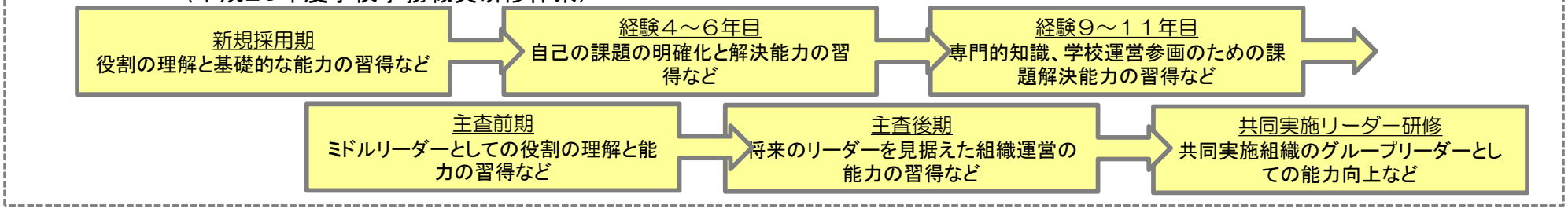


○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。
　①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
　②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上　など

# 学校事務職員の職務の明確化・人事・人材育成に関する今後の国レベルの取組への期待

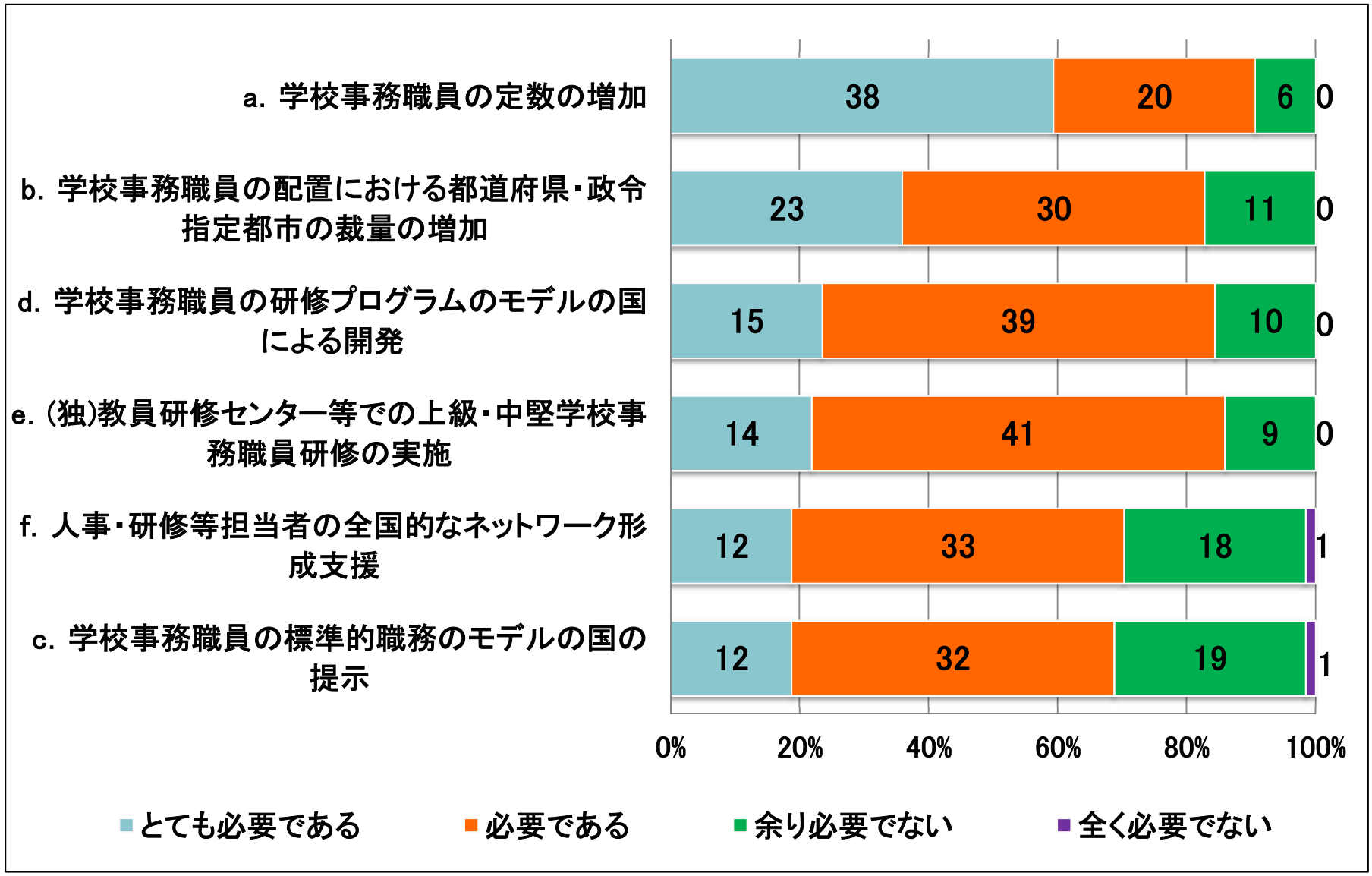


出典　：　平成27年２月３日　第３回　チーム学校作業部会　藤原委員配付資料

# 事務長の設置状況等

※「規則に規定された事務長」とは、学校教育法施行規則第46条に規定される事務長を指す。

■「規則に規定された事務長」の配置（N=1050）

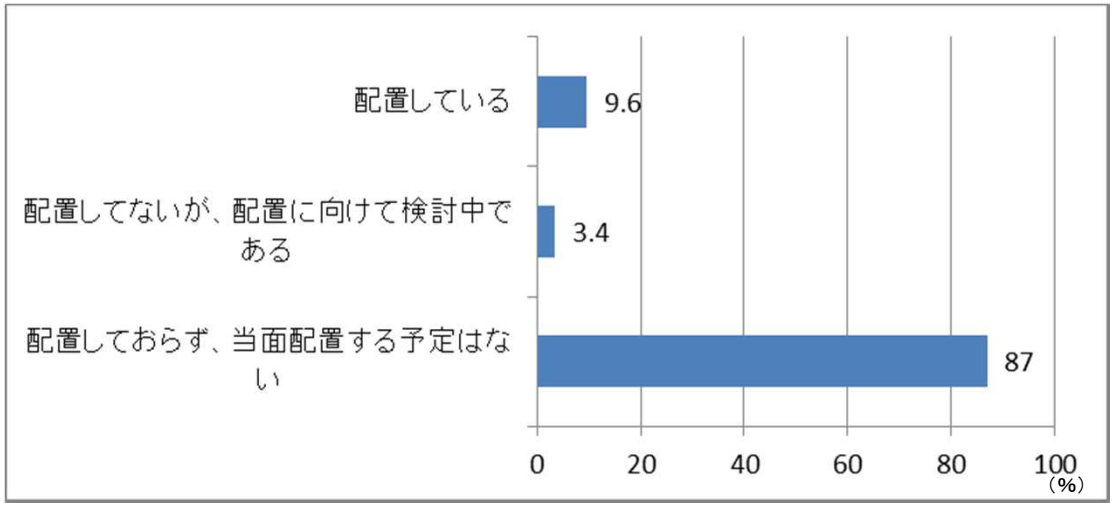


■「規則に規定された事務長」を配置した（検討している）配置基準（N=137）

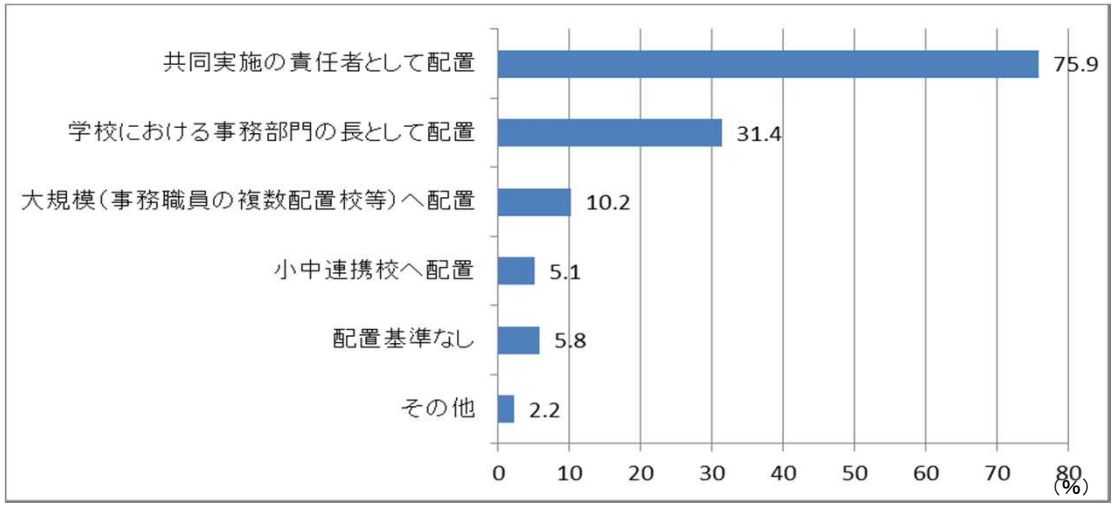


■規則の規定により配置した（検討している）事務長の職務内容（N=137）

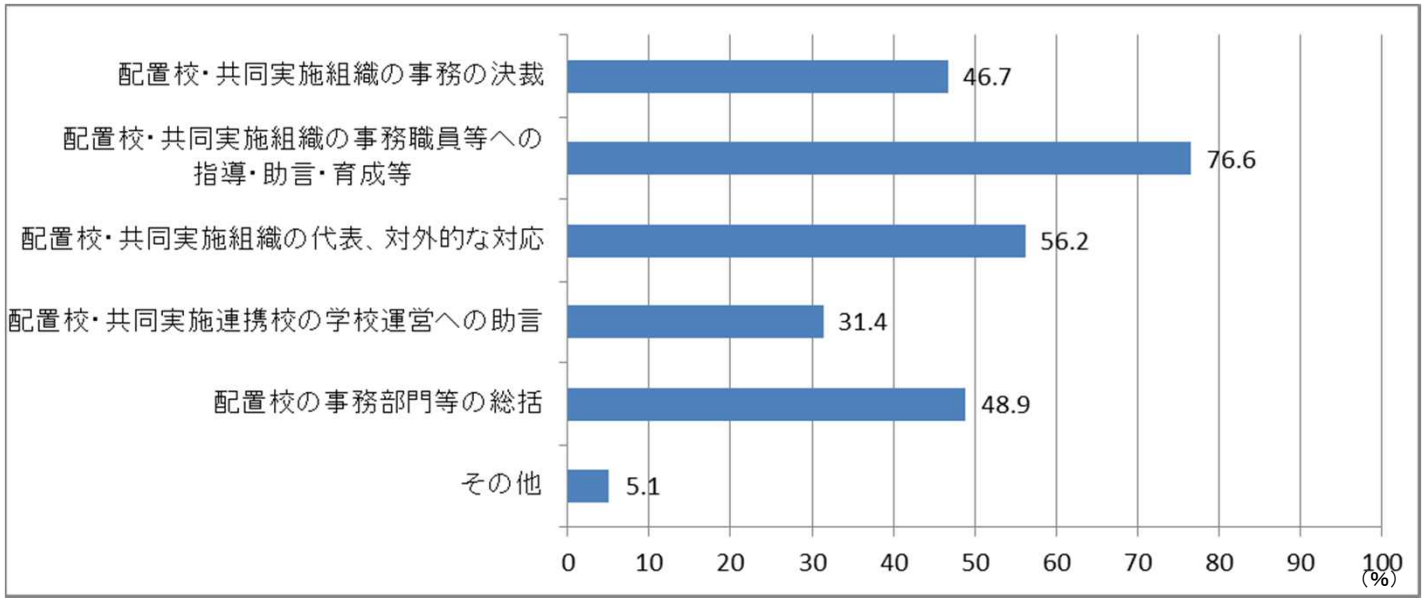


N：市区町村数



【出典】平成24年度文部科学省委託調査（全国公立小中学校事務職員研究会報告書）

# 学校におかれる教職員

## ― 教員以外の専門スタッフ ―

# 教員以外の専門スタッフの配置状況等について

| | 職務内容等 | 資格 | 配置状況等【H26】 | 財政措置（国） |
|---|---|---|---|---|
| スクールカウンセラー | 臨床心理等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助等を実施 | 臨床心理士<br>精神科医　等 | 7,344人<br>（※補助金対象者） | 予算補助（1／3） |
| スクール<br>ソーシャルワーカー | 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援 | 社会福祉士<br>精神保健福祉士　等 | 1,186人<br>（※補助金対象者） | 予算補助（1／3） |
| 医療的ケアを行う看護師 | 特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施 | 看護師<br>准看護師<br>保健師<br>助産師 | 特別支援学校：1,460人<br>（うち、補助金対象者：429人）<br>公立小・中学校：379人 | 予算補助（1／3）<br>〔特別支援学校のみ〕 |
| 特別支援教育支援員 | 食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等医療的ケアを実施 | なし | 49,706人 | 地方交付税措置 |
| 言語聴覚士（ST）、<br>作業療法士（OT）、<br>理学療法士（PT）<br>等の外部専門家 | 特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施 | 言語聴覚士<br>作業療法士<br>理学療法士　等 | 公立特別支援学校：1,380人<br>（地域の公立小・中学校への巡回も実施） | 委託事業を実施 |
| 就職支援コーディネーター | 特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施 | なし | 全国40地域において、<br>計57人を配置 | 委託事業を実施 |
| ICT支援員 | 教員のICT活用（授業、校務支援等）を支援 | なし | 約2,000人 | 地方交付税措置 |
| 学校司書 | 学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援 | ※今後検討 | 21,294人 | 地方交付税措置 |
| 部活動外部指導員 | 部活動における技術指導 | なし | 40,739人<br>※運動部活動の外部指導者数<br>（中体連・高体連調査） | なし |
| 外国語指導助手<br>（ALT） | 小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助 | なし | 4,101人<br>※JETのみ（H26.7.1現在） | 地方交付税措置<br>（JET）予算補助（1／3）（non-JET） |
| サポートスタッフ | 放課後や土曜日における学習、補充学習等の支援 | なし | 8,000人<br>（※予算積算上人数） | 予算補助（1／3） |

# 学校における教育相談体制の充実

**多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰやｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。**

## スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額4,781百万円（平成27年度予算額4,024百万円） 補助率：1/3

家庭（保護者） ⇔ 助言・援助

教職員 ⇔ 助言・援助

### スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者 （臨床心理士等）

**悩みのある児童生徒へのカウンセリング**

**問題行動等**
いじめ
暴力行為
不登校 など

**緊急支援派遣**
心のケアを要する事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域

## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額1,009百万円（平成27年度予算額647百万円） 補助率：1/3

教職員 ⇔ 連携・調整

関係機関
児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整

### スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

**児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛け**

**問題行動等**
いじめ
暴力行為
不登校 など

**貧困対策等**
児童虐待
就学援助
生活保護 など

児童生徒

友人

家庭

地域

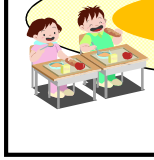

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのそれぞれの職務（東京都の例）

## スクールカウンセラーの職務

（1）児童・生徒へのカウンセリング

（2）カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助

（3）児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集

（4）児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項

## スクールソーシャルワーカーの職務

（1）問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ

（2）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

（3）学校内におけるチーム体制の構築、支援

（4）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

出典　：　平成２７年３月９日　チーム学校作業部会
東京都教育庁指導部指導企画課　統括指導主事　山本周一氏　提出資料

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割分担（イメージ）

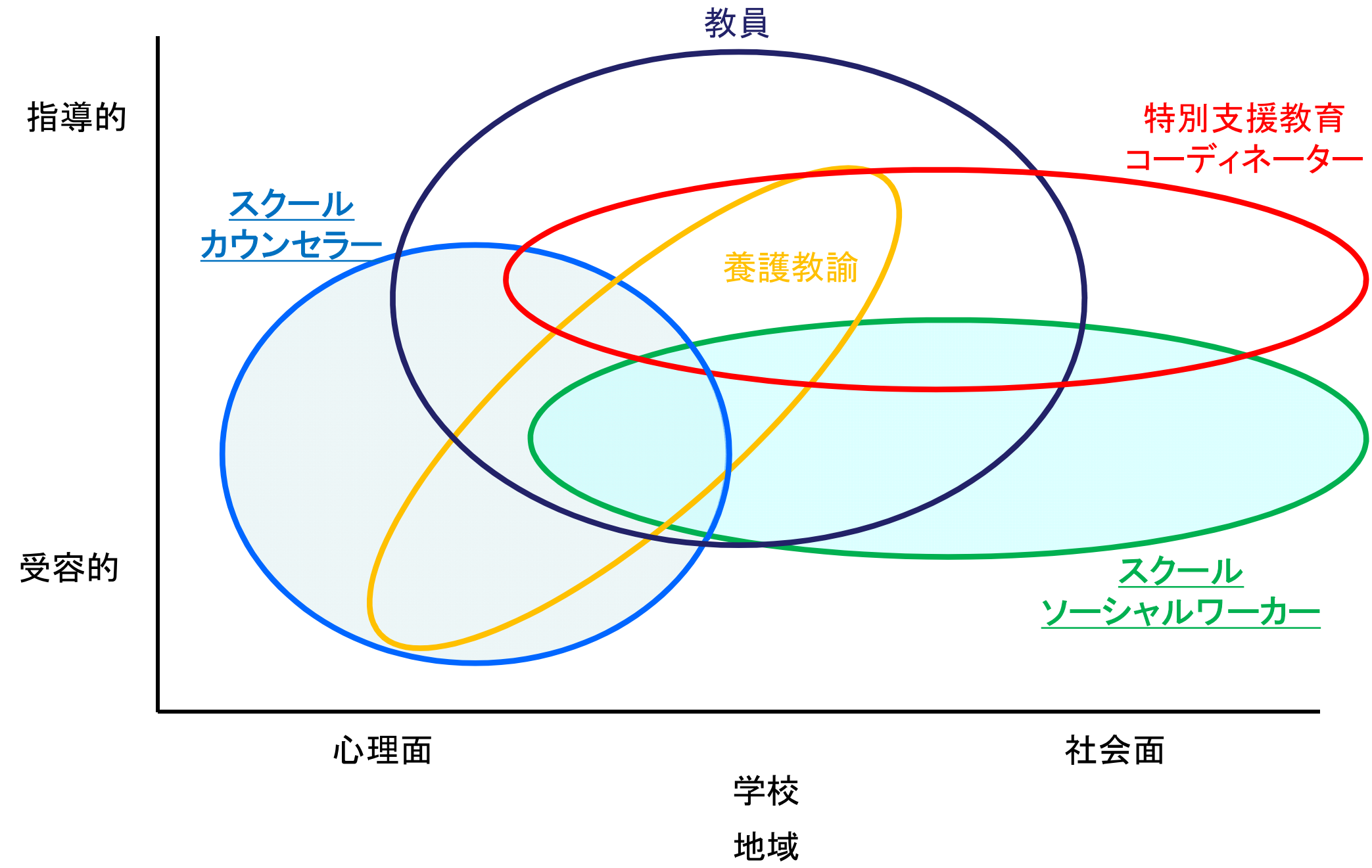


出典　：　東京学芸大学　子どもの問題支援システムプロジェクト　編　「スクールソーシャルワーカーのしごと」より作成

# スクールカウンセラーの配置状況

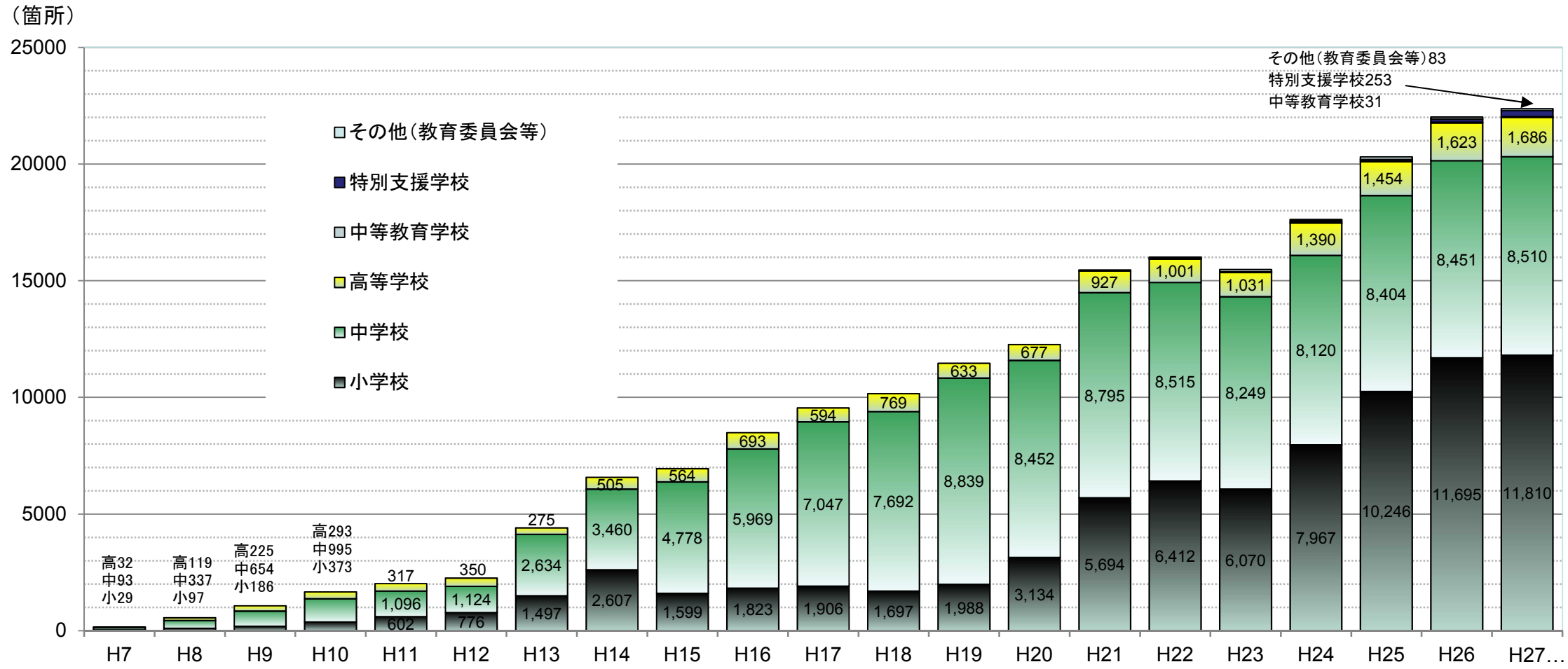


※Ｈ１２まで調査研究事業（委託事業）、Ｈ１３から補助事業。
※Ｈ２１から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）
　必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。
※Ｈ２３～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災３県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。
※Ｈ２７は計画値。

| 年度 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 154 | 553 | 1,065 | 1,661 | 2,015 | 2,250 | 4,406 | 6,572 | 6,941 | 8,485 | 9,547 |
| **年度** | **H18** | **H19** | **H20** | **H21** | **H22** | **H23** | **H24** | **H25** | **H26** | **H27(計画)** | |
| 合計 | 10,158 | 11,460 | 12,263 | 15,461 | 16,012 | 15,476 | 17,621 | 20,310 | 22,013 | 22,373 | |

# 学校のスクールカウンセラーの必要性に係る意識

【調査対象学校（N=674）】

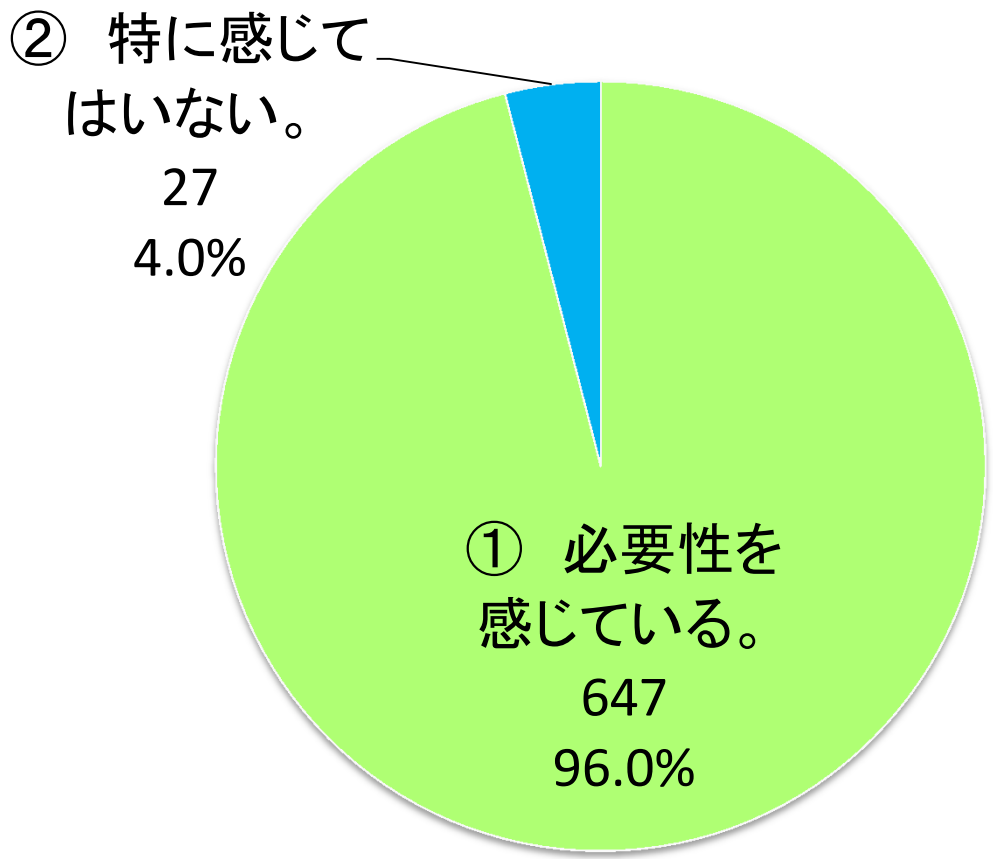


文部科学省調べ（H27．5）

# スクールソーシャルワーカーの配置状況

| 区分＼年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 予算額 | 1，538百万円 | 14，261百万円の内数 | 13，092百万円の内数 | 9，450百万円の内数 | 8，516百万円の内数 | 355百万円 | 394百万円 | 647百万円 |
| 配置人数 | 944人 | 552人 | 614人 | 722人 | 784人 | 1．008人 | 1，186人 | 2，247人（予算上） |

○ 平成27年度は予算上の配置人数。
○ スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業（平成20年度）―国の全額委託事業（10／10）
○ スクールソーシャルワーカー活用事業（平成21度～22年度）―都道府県・指定都市に対する補助事業（補助率　1／3）
○ スクールソーシャルワーカー活用事業（平成23年度～）―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業（補助率　1／3）
○ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
○ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

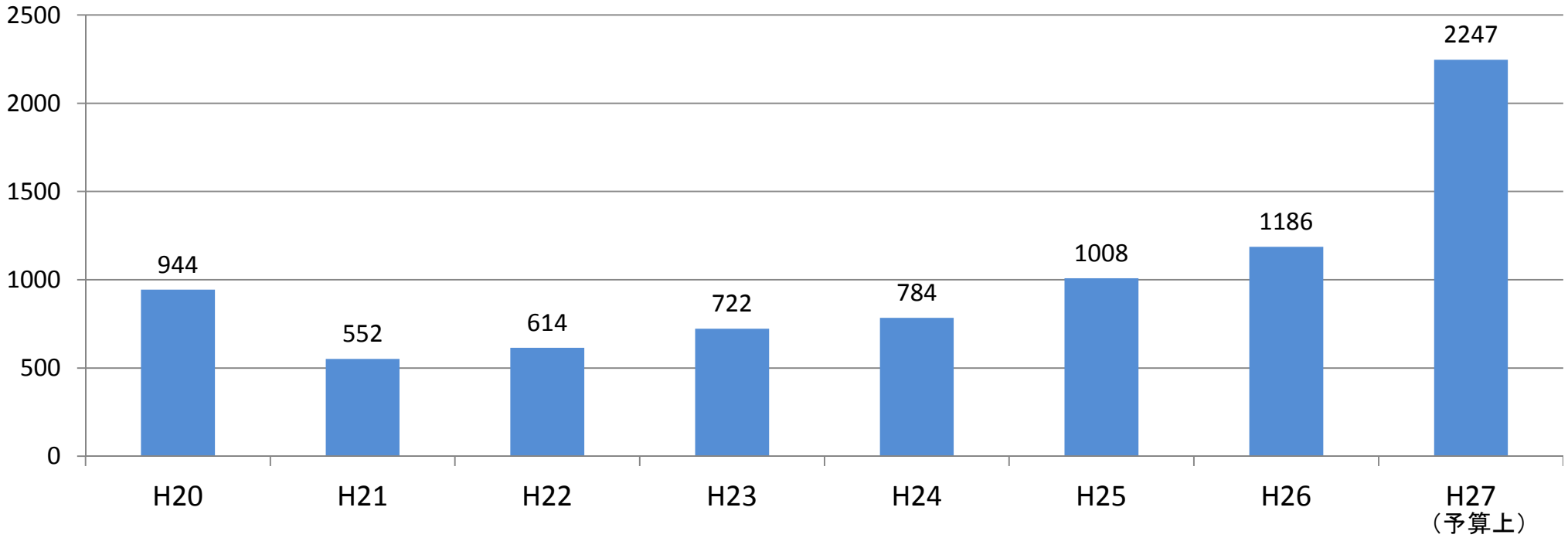

# 学校のスクールソーシャルワーカーの必要性に係る意識

【調査対象学校（N=674）】

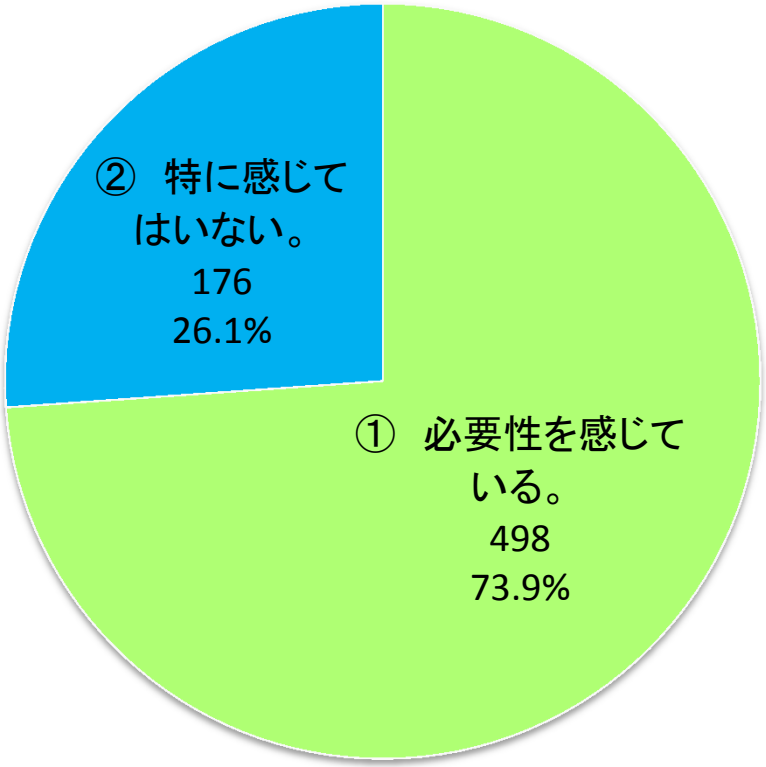


文部科学省調べ（H27．5）

# 医療的ケアを行う看護師等について

○ 学校教育法上の規定はない。

○ 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などの**いわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置**。多くは非常勤職員として配置。

## 1. 職務の内容

○ 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施

○ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言

○ 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡　　等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。
経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

## 2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。

○ 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1／3を補助。
（補助上限額は一人当たり70万円）

## 3. 配置状況

○ **公立特別支援学校**において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,794人、配置されている看護師等1,450人。

○ **公立小・中学校**において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒976人、配置されている看護師等379人。

○ 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

※ 配置状況はいずれも平成26年5月1日現在。　特別支援学校等の医療的ケアに関する調査

# 医療的ケアを行う看護師等の配置状況

## ＜ 公立特別支援学校 ＞

| | 医療的ケア対象幼児児童生徒 | | 看護師数（人） |
|---|---|---|---|
| | 在籍校数（校） | 幼児児童生徒数（人） | |
| 平成23年度 | 615 | 7,531 | 1,291 |
| 平成24年度 | 615 | 7,842 | 1,354 |
| 平成25年度 | 622 | 7,774 | 1,450 |

## ＜ 公立小・中学校 ＞

| | 医療的ケア対象児童生徒 | | 看護師数（人） |
|---|---|---|---|
| | 在籍校数（校） | 児童生徒数（人） | |
| 平成25年度 | 548 | 813 | 352 |
| 平成26年度 | 524 | 976 | 379 |

※ 配置状況はいずれも平成26年5月1日現在。　特別支援学校等の医療的ケアに関する調査

# 特別支援教育専門家（看護師等）配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算 235，050 千円

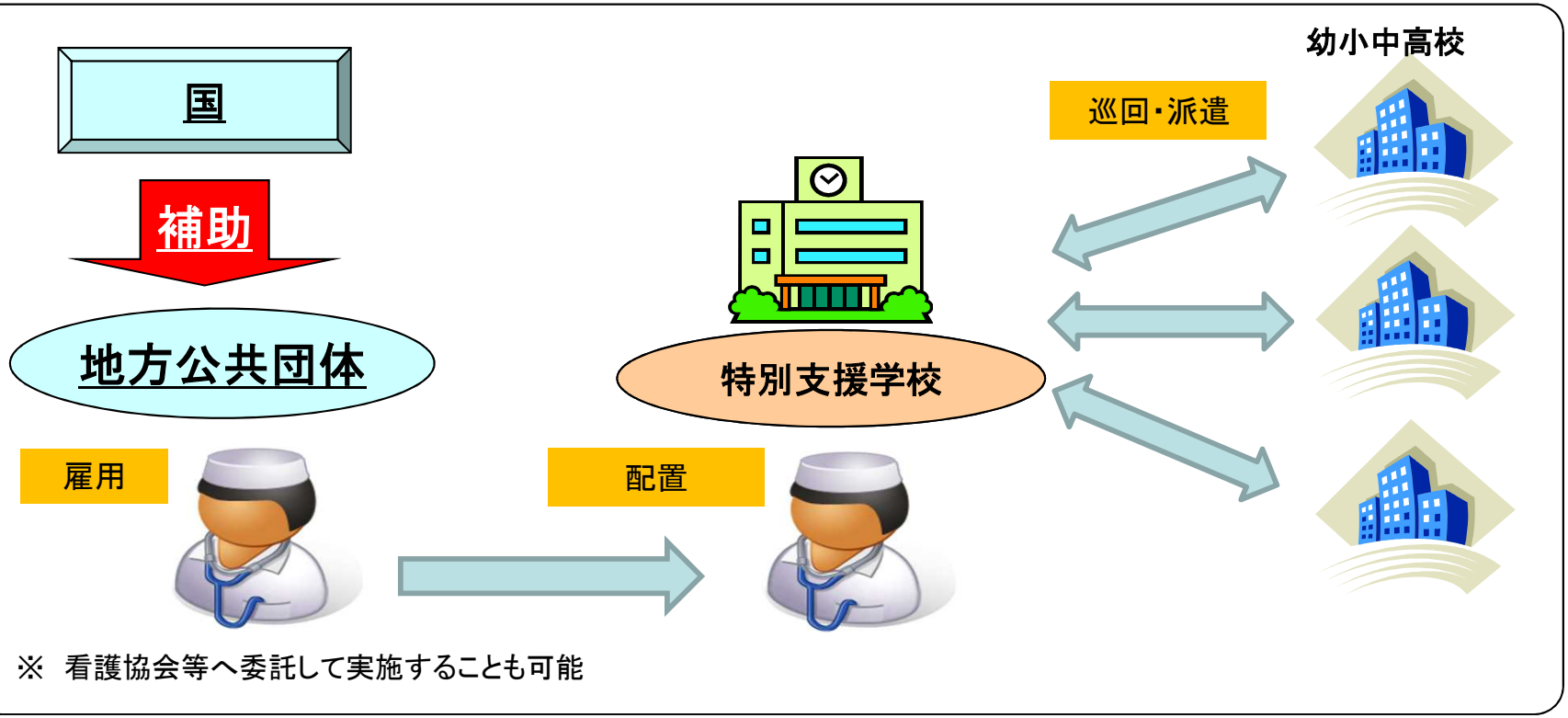


特別支援学校を 設置する都道府 県及び市区町村

補助

文部科学省

## 補助金概要

補助率：1／3
(補助上限額：
1人当たり210万円)

補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費　等

配置人数：329人

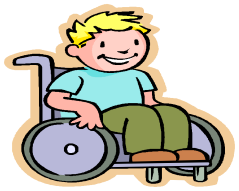

想定される業務例

・医療的ケアの実施
・教員への指導・助言
・研修の講師　等

# 看護師配置の効果

仙台市教育委員会
SENDAI CITY BOARD OF EDUCATION

## ○看護師

- 共に学校生活を送ることを通して信頼関係を築くことができ，それを基礎に医療的ケアの自立に向けた支援ができる。
- 医療的ケアの自立に必要な事をすぐに担任に相談でき，指導に反映させてもらえる（体の動きや時間の管理，清潔の意識等）。
- 看護師が学校生活を知ることで，対象児の生活スタイルに合わせた医療的ケアの仕方を提案することができる。
- 他の児童生徒に医療的ケアの大切さ等を伝えることができる。

## ○学級担任

- 看護師が健康観察をしてくれるため，安心して児童生徒を学習活動に参加させることができる。
- 児童生徒が自分で医療的ケアをするようになった後，担任や養護教諭がどのようにかかわればよいかなどについて，日々の学校生活を通して教えてもらえる。
- 医療的ケアの自立に向けて，日常の学習活動で指導できることは何かを，看護師と一緒に考えられる。
- 児童生徒の成長を一緒に喜べる。

## ○管理職

- 担任が精神的なゆとりを感じることで，学級全体の学習指導，生活指導に集中することができ，他の児童生徒にとってもよい環境がつくれている。
- 学校に務める医療の専門家として，医療と教育の橋渡しやすり合わせをする役割を果たしている。
- 保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができている。
- 本人や担任，養護教諭のよき相談相手になっている。

## ○児童生徒とその保護者

- 学校での医療的ケアを看護師が行うことで，家庭生活と学校生活を分けることができる。子どもが「子どもの社会」を十分に楽しめる。
- 保護者以外の人から医療的ケアを受けることを経験する機会となる。
- 子どもの成長について，専門家の視点で意見をもらえる。
- 保護者自身，自分の時間がとれる。仕事を持つこともできる。

- 看護師さんは，導尿が必要な理由や体の不思議を教えてくれる。
- 医療的ケアでできるようになったことを先生たちに伝えてくれるからみんなに「すごいね」って言われる。またチャレンジしようと思う。
- 医療的ケアが大切なことだと友達にも伝えてくれているから安心。

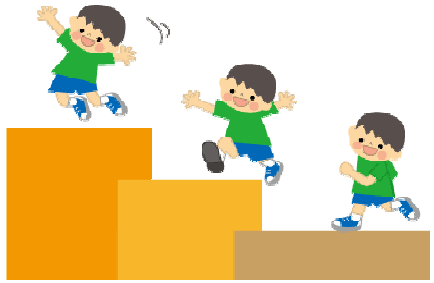

出典　：　平成２７年３月２０日　チーム学校作業部会
仙台市教育局学校教育部特別支援教育課　赤間課長　提出資料

# 特別支援教育支援員について

○ 学校教育法上の規定はない。
○ 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する**障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置**。多くは非常勤職員として配置。
○ 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

## 1. 職務の内容

○ 日常生活上の介助

例）食事・排泄の介助、教室の移動補助

○ 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援

例）・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、 ADHD：注意欠陥多動性障害

○ 幼児児童生徒の健康・安全確保

例）他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止

○ 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進　　等

## 2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。

○ 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

## 3. 配置状況

○ 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
（平成26年5月1日現在）

# 特別支援教育支援員の配置状況

| | 幼稚園 | | 小・中学校 | | 高等学校 | | 計 | | 地財措置額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | |
| 18年度 | ― | 3,299 | ― | 18,200 | ― | 226 | ― | 21,725 | ― |
| 19年度 | ― | 3,513 | 21,000 | 22,486 | ― | 278 | 21,000 | 26,277 | 約250億円 |
| 20年度 | ― | 3,437 | 30,000 | 26,092 | ― | 224 | 30,000 | 29,753 | 約360億円 |
| 21年度 | 3,800 | 3,779 | 30,000 | 31,173 | ― | 219 | 33,800 | 35,171 | 約387億円 |
| 22年度 | 3,800 | 4,252 | 34,000 | 34,132 | ― | 341 | 37,800 | 38,725 | 約435億円 |
| 23年度 | 4,300 | 4,460 | 34,000 | 36,524 | 500 | 367 | 38,800 | 41,351 | 約443億円 |
| 24年度 | 4,500 | 4,807 | 36,500 | 39,371 | 500 | 443 | 41,500 | 44,621 | 約476億円 |
| 25年度 | 4,800 | 5,217 | 39,400 | 41,157 | 500 | 483 | 44,700 | 46,857 | 約514億円 |
| 26年度 | 5,300 | 5,638 | 40,500 | 43,586 | 500 | 482 | 46,300 | 49,706 | 約530億円 |

（人）

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの（文部科学省特別支援教育課調べ）。

# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円（26年度措置額：約530億円】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費（拡充）

□　公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。

| 学校種 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|
| 幼稚園【拡充】 | 5,600人 | 5,300人 |
| 小・中学校【拡充】 | 43,600人 | 40,500人 |
| 高等学校 | 500人 | 500人 |
| 合計 | 49,700人<br>（事業費：約569億円） | 46,300人<br>（事業費：約530億円） |

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

# 言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家

○ 学校教育法上の規定はない。
○ 教育委員会が、**特別支援学校における専門性の向上を目的として配置。**
○ 地域内の小・中学校等にこれらの専門家を派遣し、**地域のセンター的機能の役割**を果たしている。

## 1. 職務の内容

○ 言語聴覚士（ST：Speech-Language-Hearing Therapist）
・言語の発声・発音の評価、摂食機能の評価・改善
・人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善

○ 作業療法士（OT：Occupational Therapist）
・着替え、排泄、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価
・日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価
・日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の制作等

○ 理学療法士（PT:Physical Therapist）
・呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価
・学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導
・障害の状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等

## 2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
○ 平成25年度より、特別支援学校の専門性の向上及び地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させるためのモデル事業を実施し、必要な経費について支援。

## 3. 配置状況

○ モデル事業において、**公立特別支援学校**に1,380人の専門家を配置。（平成26年度）
○ 特別支援学校以外の学校への配置はモデル事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された専門家が地域の学校を巡回することも可能としている。

# 就職支援コーディネーター

○ 学校教育法上の規定はない。
○ 教育委員会が、高等学校及び特別支援学校高等部において、進路指導主事等と連携し、**一人一人の障害に応じた就労支援の充実を目的として配置。**
○ 就職支援コーディネーターが共通して有すべき資格はなく、一人一人の障害の特性等に応じた就労を促進するための知識・技能を有する人材を採用。
（例：高等学校等での就職指導経験者、特別支援学校教員経験者、民間企業での雇用管理経験者、公共職業安定所経験者等）

## 1. 職務の内容

○ ハローワーク、企業等の外部機関との連携

例）・就労先・就業体験先の開拓
・障害者の就労に関する啓発活動　等

○ 障害のある生徒に対する直接的な支援

例）・就職相談、面接指導
・就業体験時の巡回指導
・卒業後のアフターフォロー　等

○ 教職員、保護者への支援

例）・保護者との懇談
・就労に関する教職員への研修　等

## 2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
○ 平成26年度より、就職支援コーディネーターの配置等を促進する委託事業を実施し、必要な経費について支援。

## 3. 配置状況

○ 平成26年度より、委託事業により全国40地域をモデル地域として指定し、配置を促進している。